

第百二十三回 参議院法務委員会 會議録 第八号

平成四年五月十二日(火曜日)  
午前十時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鶴岡 洋君  
理事 野村 五男君  
北村 哲男君  
中野 鉄造君

委員 加藤 武徳君  
下稲葉耕吉君  
中西 一郎君  
福田 宏一君  
糸久八重子君  
千葉 景子君  
深田 肇君  
橋本 敦君  
萩野 浩基君  
紀平 悌子君

政府委員  
法務大臣官房審議官 本間 達三君  
法務省入国管理局長 高橋 雅二君

事務局側  
常任委員会専門員 播磨 益夫君

参考人  
慶應義塾大学法学部教授 小此木政夫君  
弁護士 床井 茂君  
国際基督教大学准教授 姜 尚中君  
弁護士 新美 隆君

東北福祉大学社会学部教授 ジョン・W・ステイブンス君

本日の會議に付した案件

○外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鶴岡洋君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

外国人登録法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案につきましてお手元の名簿の五名の参考人の方から御意見を拝聴いたします。

まず午前中は、慶應義塾大学法学部教授小此木政夫先生、弁護士床井茂先生に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙の中、本委員会に御出席をいただきまして、心から御礼を申し上げます。

皆様から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、本案審査の参考にさせていただきますと存じます。

まず、参考人の方々から、小此木参考人、床井参考人の順にお一人十五分程度御意見をお述べいただきます。

その後、各委員からの質問にお答えいただきます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。

また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、まず小此木参考人からお願いいたします。

まず、小此木参考人からお願いいたします。

○参考人(小此木政夫君) ただいま紹介にあずかりました小此木でございます。

私の専門は政治学でございます。慶應義塾大学の方では政治学の学生を対象にして国際政治論やあるいは現代朝鮮論、朝鮮半島の政治について教えております。参議院の法務委員会から参考人として出席を求められて大変光栄に存じますが、その意味では外務委員会であったことにやや意外感を持っております。恐らく、私が朝鮮半島の問題を専門にしております。恐らく、私が朝鮮半島の問題を専門にしております。恐らく、私が朝鮮半島の問題を専門にしております。

九回国会の衆参両院の法務委員会におきまして、指紋押捺にかかわる同一人性を確認する手段の開発が求められたところにあります。他方、それが鋭意検討されている過程におきまして、日韓両国は昭和六十三年十二月以来、在日韓国人の法的地位・待遇に関する協定に基づき、日韓高級実務者会談と呼ばれるものがございまして、昨年一月の海部総理の訪韓に際してそれが決着を見て、在日韓国人の指紋押捺の廃止を含む外務大臣署名の覚書が交換されましたことは御承知のとおりでございます。

言いかえますと、これは国際政治学的な見方かもしれないませんが、今回の法改正の背景には日韓両国の政府間協議が存在し、外交交渉を通じてその大枠が決定されたということでございます。もちろん、その過程で法務当局の意見も在日韓国人の意見も、両国政府を通じてこの協議に反映されたものと信じております。

さて、今回の法改正の問題につきまして、私は専らそのような二国間の外交交渉を通じて観察してまいりました。それに伴う感慨も少なくございません。しかし、交渉技術の観点から見ますと、私の見るところでは、今回は明らかに韓国側のわざあり一本勝ちというふうに申し上げていいのではないかとこのように思っています。

なぜかと申しますと、本来、この交渉は一九六五年の在日韓国人の法的地位・待遇に関する協定に規定されていなかった協定三世の日本国における居住についての協議に限定されてしかるべきものであったからであります。しかし、結果的には日本国における居住という文言の内容が非常に幅広く解釈されまして、協定三世の単なる居住だけでなく、指紋押捺を含む在日韓国人子孫の法的地位、処遇が協議対象にされたわけでございます。さらに、その結果の一部は一世や二世にも適用されることになりました。

韓国側の交渉担当者にしてみますと、これは予想していた以上の成功でございました。事実、当初、韓国側の担当者は日本側の譲歩にやや意外感を持っていたようでありまして、私、当時何人かの韓国の関係者とお会いしまして感想を聞いたことがございますが、そのような印象を持ちました。交渉が決着しましたときにも、韓国側は明らかに明るい表情でございまして、日本側の関係者はそれとは対照的にやや重苦しい雰囲気であったというふうに理解しております。また、外交交渉を見守った在日韓国人の反応も、民団の反応を含めまして、多くはそれを評価するものでございまして、

もちろん、私はこの交渉の経緯や結果に異議があつてこのようなことを申し上げているわけではございません。そうではなくて、韓国の外務当局

の外交的な技量を称賛し、それと同時に、より高いレベルの国益、人権というような観点から韓国側の要求をあえて受け入れた日本側の外務当局の度量というものの、双方に敬意を表している次第であります。内容の予細には異論もあるようでございますが、大局的に見まして今回の外国人登録法の一部改正は、そのような日韓交渉の成果を実行に移すものであり、高く評価されるべきものと信じております。

もちろん、この種の問題は余り外交の勝ち負けという観点から見るときではございせん。それよりも内容が重要でございます。しかし、その意味では従来、日韓の外交当局も、日本国内の関係者も余り白か黒かはつきりさせることのできないような問題、すなわち白でもないし黒でもない、グレーゾーンに属するとしか言ひようのない問題、これに固執して過度に論争をし過ぎたのではないかとというような印象を私は持つております。

例えば、韓国側の立場は、韓日間の特殊な歴史的経緯と日本社会への定着性を踏まえて、日本人に準じた地位を付与すべきだということでありましたが、その点では日本側の立場も、国籍が違ふ以上日本人と全く同じというわけにはいかないと云っているにすぎなかつたわけでありまして、しかもそのことはまた在日韓国人自身がよく承知しているところでございます。

今回、参考人として出席するに際して、改めて大韓民国居留民団の機関誌「韓国新聞」を拝読しましたが、外国人登録法の一部改正が衆議院で可決されましたときの社説には、「我々は、外国人として日本で生きていくからにはすべてを日本人と同じくするよう要求しているのではなく、法の施行が内外人に公正であるべきであると主張しているのであり、外国籍というだけで不当な差別を受け、法の名において人権を侵害されていることに抗議しているのである」と、このように記しております。これは大変もつともなことでありまして、もちろん、外国籍というだけで不当な差別を受け、

法の名のもとにおいて人権を侵害されているかどうかにつきましても、いろいろ議論があるうかと存じますが、とりわけ、その前段の部分、すなわち「我々は、外国人として日本で生きていくからにはすべてを日本人と同じくするよう要求しているのではなく」とする部分にいたく感激させられました。このような立場にある両者がどうして理解し合い、妥協することができないのか、不思議なくらいでございます。

日本人に準じた、公正であるが同じではない地位や待遇が具体的にどのようなものであるのか。先ほどの言い方で言えば、これは白でも黒でもないグレーゾーンのこと、これは白に近い問題であり、この問題には、より白に近い、あるいはより黒に近い以上の明確な解答があるように思えます。私は、問題の指紋押捺も、外国人登録証の常時携帯も、基本的にはこのような種類の問題であらうかと考えております。

しかし、現在の国際社会が依然として国民国家を主たる構成単位として維持されている以上、どこかに一線が引かれなければなりません。冷戦終結後の国際社会が平和と協調の社会になることは、だれもが願うことでありますが、現実には発生しているのは、むしろ民族、国家、宗教、人種の対立に起因する地域紛争であり、時にこれは暴力的な事態にまで発展し、大量の難民の流出を招いております。朝鮮半島、台湾海峡、香港、インドシナなど、日本の周辺地域においても、多かれ少なかれそのような事情は同じであり、決して樂觀は許されません。

そのような観点からいえば、要するにそのグレーゾーンに引かれる一線の妥当性は、主として国内外の現在の情勢及びその将来の展望に関する行政当局の判断が妥当であるかどうかということに依存していると言わざるを得ません。もちろん、グレーゾーンを外れた一線が妥当でないことは言うまでもございません。

私は、さきに述べた日韓外交当局の交渉経緯や今後予想される国際政治の変化から見て、今回

の行政当局の判断が著しく常識の域を脱しているとは思いません。ただし、国際情勢は日々に変化しております。行政当局の判断も、それにおくれでよいはずはございません。行政当局の判断の妥当性については、今後とも議論が継続されるべきであらうと存じます。行政当局は国際情勢の変化に対応して、率先して定住外国人の地位向上に努力すべきであることは言うまでもありません。このことを最後に申し添えたいと存じます。

御清聴どうもありがとうございました。  
○委員長(鶴岡洋君) どうもありがとうございました。

次に、床井参考人をお願いいたします。床井参考人。

○参考人(床井茂君) 御紹介いただきました床井でございます。

まず初めに、本法務委員会に参考人として意見を陳述する機会を与えていただいたことににつきまして、感謝の意を表する次第でございます。

私は、法律学者ではございません。一介の弁護士でございます。したがって、理論的にどうのこうのということよりは、私が弁護士として人権擁護活動に携わってきた、特に在日朝鮮人の権利擁護活動に携わってきたという経験から、本国会に上程されておりますところの外国人登録法の改正案並びに修正案につきまして、意見を述べさせていただきます。

ここで申し上げたいことは、まず在日朝鮮人という言葉を使わせていただきますけれども、これは朝鮮半島の出身者ないしは朝鮮半島に本籍を有する者ということの総称ということで使わせていただきます。別に、何も韓国を無視しているという意味ではございませんので、御了解いただきたいというふうに思います。

まず、現行の外国人登録法を見る場合に、私は三つの観点から見る必要があるのではないかと、うふうに考えているわけでございます。まず第一

は、その成立過程でございます。つまり、現在の外国人登録法の前身であるところの外国人登録令をどう見るのかという問題でございます。次に、現行の登録法がどのような規定になっているのかという観点でございます。三番目に、現行の登録法がどのように適用されてきたかということでございます。この三つの観点から見る場合におきまして、私は現行の登録法が治安立法である。特に、在日朝鮮人を中心とした、その取り締まりということを目的にしておる治安立法であるというふうに私は言わざるを得ないわけでございます。

なぜそのように申し上げるかということでございます。まず最初に、成立過程のところを見てみますと、もう先生方は既に御存じのとおりでございます。しょうけれども、あえてつけ加えさせていただきます。ならば、外国人登録令、これは日本国憲法が施行される前日にいわゆる天皇の最後の勅令ということとでつくられたものでございました。それを見ますと、基本的に、当時日本政府の見解によれば、在日朝鮮人及び台湾人、これは日本人でございませう。日本国籍を有する者でございませう。つまり、日本が講和条約発効と同時に、それらに在日朝鮮人・台湾人は日本国籍を失ったという見解でございます。

とするならば、外国人登録令の発令当時、当然のことながら在日朝鮮人・台湾人は日本人でございませうから、この適用を受けるということにはないはずでございます。しかしながら、その十一條におきまして、「台湾人のうち内務大臣の定めるもの及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」というふうな規定がございませう。当時、連合国の支配下にありました日本におきまして、外国人の入国ということとはほとんどございませう。ということになれば、当然のことながらこの法律の対象は在日朝鮮人ないし台湾人であつたというふうに言わざるを得ないわけでございます。この外国人登録令によりま

して外国人の登録、つまり外国人とみなされる日本人であつた朝鮮籍の方々、これについての登録を強制されてきたわけでございます。その成立過程から見ますと、以上のような形でもって在日朝鮮人に対する治安立法であつたというふうに言わざるを得ないわけでございます。

次に、現行の外国人登録法の「目的」というところをあらためていただきたいと思ひますけれども、これを見ますと、「登録」という言葉、それから「管理」という言葉を使つております。管理とは一体何か、すなわちこれはコントロールでございます。コントロールするということは、支配し統制するということを意味します。政府の見解によりますと、外国人の居住関係及び身分関係を明瞭ならしめるために登録が必要だということでございます。

一方、日本人に適用される住民基本台帳法、これによりましていづれも日本人の居住関係、身分関係を明らかにすることになつております。となりまると、当然のことながら身分関係、居住関係を明らかにするという目的であるならば、当然外国人であろうと日本人であろうと、同じ法律ないしは同じ考え方でも適用されるべきではないかというふうに考へております。

ところが、住民基本台帳法、これは「登録」という言葉が使われておりません。登録というのは、いわゆる選挙人の名簿に登録をするということとほゞ同じでございます。日本国民ないしは住民が登録をするという基本的な考え方には立つておりません。あくまで届け出でございます。この住民基本台帳法、これの前には住民登録法がございました。この住民登録法の中では、確かに住民の登録という言葉が使われておりました。ということ、これが改正されて住民基本台帳法になつたわけでございますけれども、私はこの住民登録法が住民基本台帳法に変わった経過について深く知るわけではございません。ただ感じることは、この「登録」という言葉が管理ないしは支配という

イメージを抱かせた。それが契機となつて現在の住民基本台帳法に変わつていったのではないかと、いふように推測しているわけでございます。したがひますと、同じように身分関係、居住関係を明らかにするのであれば、当然のことながら、日本人と同様に外国人が扱われなければならないのではないかと、いふように基本的には私は考へてゐるわけでございます。

次に、既に御承知のことかと思ひますけれども、現行の外国人登録法の登録の内容は非常に詳細でございます。二十項目にわたつて外国人の登録内容を規定している法律でございます。しかも、この罰則が非常に重い。これは最高は一年の禁錮、懲役、または二十万円以下の罰金。それで住民基本台帳法の罰則というのは、――罰則ではございません、行政上の過料でございますけれども、これは五千円以下というふうになつてゐます。格段の違いがあるわけでございます。なぜこのような非常に重い罰則を外国人登録法で規定されなければならないのだからか、私は非常に疑問に思わざるを得ないわけでございます。

この外国人登録法が現在どのような適用状況にあるのかということでございます。これは外国人登録法が施行されたときから一九九〇年までを見ますと、五十一万七千二百五十九件の外国人登録法違反事件が起きております。ということ、これは、在日朝鮮人の成人一人はすべてこの外国人登録法の違反にひつかつてゐるというふうな言わざるを得ない状況でございます。これほど異常な法律は私はないというふうに考へております。

幸いながら、一九八七年以降この違反事件というものは減少に向かつております。これは先生方の御努力によりまして、八七年、昭和六十二年に衆参法務委員会、この登録法違反については常識的、弾力的に行うという決議がなされました。そのおかげであらうというふうに私は考へております。したがひまして、その八七年以降は非常に減少してゐるという状況が見られるわけでございます。この点につきまして、先生方の御努力に非

常に感謝を申し上げたいというふうに思つております。ただ、申し上げたいことは、それ以前の状況が非常に異常な状況であつた。そして、その状況がいつ何となくどのような形で繰り返されるのか、私はこの点について危惧を抱かざるを得ないわけでございます。

中でも、この登録法違反事件の中で、いわゆる外国人登録証の不携帯事犯というのが非常に高い比率を占めております。例へて言うならば、いわゆる道路交通法違反事件、一時停止違反とかあるいはスピード違反という形で捕まつた外国人、在日朝鮮人が運転免許証の提示を求められるわけでございます。運転免許証を見ますと、当然のことながら国籍が書いてございます。国籍を見ることがよつて、それでは外国人登録証を提示しろということになるわけでございます。その結果、たまたま持つてゐなかつたということでもって外国人登録法違反、不携帯事犯ということと立件されるケースが非常に多いということでございます。

外国人登録証の携帯というものは何を意味するのだからか。少なくともそれは、その人が同一人性を示す、その登録証を持つてゐる人とその人とが同一人性を示すということに基本があるのだらうと思ふのでございます。したがひまして、免許証を持つてゐれば、その人が同一人性、その人と免許証の人物が同一であるということは完全に証明されるわけでございます。何もわざわざ外国人登録証を提示して見せろ、提示しろと言ふ必要はないというふうに考へております。

この外国人登録証の携帯義務、これは非常に在日朝鮮人を主として外国人にとつて苦痛を与へてゐる。つまり、常任座席といふことになつてゐるわけでございます。ところが、いふことになつてゐると、例へば小錦関が土俵に上るときに、まわしの中に外国人登録証をに入れておられるでしょうか。あるいはプロスポーツの選手が試合に出るとき登録証を持つておられるでしょうか。つまり、このようなことが実は行われてきた。例へば、マラ

ソンの最中にちよいちよいと呼びとめられまして、朝鮮人の選手が外国人登録証の提示を求められたというふうな極端な例もございます。

私は、このような事件を見ますと、外国人登録証の携帯ということが非常に問題を含んでゐるのではないかと、しかもそれが罰則でもって規定をされてゐるというところに大きな問題があるのではないかと、いふように考へてゐるわけでございます。

時間もございませんので余り詳しいことは述べられませんが、例へば日本ほどこのような戸籍制度ないしは住民登録制度が整つてゐる国を私は余り存じません。まあ、あえて言うならば、お隣の韓国あるいは台湾等がこれに似た形のものといひます。非常に似通つてゐるということが言えるかと思ひます。いづれもこれは日本の植民地であつたわけでございます。そうしますと、日本人の場合、戸籍等々が非常に整つておりますためにほとんど間違ひはないと言つていいだらうと思ひます。ところが、在日朝鮮人の場合、必ずしもそれはそうでもない。すなわち、日本で登録しておられる人々の氏名を見て戸籍簿を取り寄せますと、韓国の戸籍では別な名前が載つてゐる、あるいは生年月日も違ふということが往々にしてございます。それで戸籍簿を取り寄せまして、そちらが本名であるということと登録の訂正を申し立てるといふことになつてゐると、これは不申請ないしは虚偽登録ということと罰せられるような仕組みになつてゐるわけでございます。現実にはそのようなことで、一九九二年の、ことしの一月二十二日に、懲役六月、執行猶予一年の判決を受けた事例もございます。

このようなものを見ますと、治安立法的な性格といふことはいまだもつて残つてゐる。しかも今度の改正案、修正案を含めましてでございますけれども、治安立法的な性格は変わつておらない、全外国人を被疑者扱いにする、指紋押捺の問題でございますけれども、そういうことで残つてゐるのではないかと、いふように考へてゐるわけござ

います。  
私は、朝鮮語を余りよく知りませんけれども、在日朝鮮人の間では登録証のことをケビヨというのでございます。「ケ」というのは何か。これは犬という意味でございます。「ビヨ」というのは票という意味でございます。つまり、在日朝鮮人にとっては犬の鑑札を常時つけられているのだというふうな考えでいる、こういう状況にあるということを知りたければ幸いですというふうな思いです。

しかも、この外国人登録証の携帯の問題、これは常時携帯ということになりますので、うっかり忘れるということになると罰則を受けますから、日本国内における居住ないしは移転の自由までも制限しているというふうな言わざるを得ないのではないかと考えているわけでございます。

昨年暮れ、日本政府が国際人権規約に基づき第三回の報告書を提出いたしました。それを見ますと、参政権等性格上日本国民のみを対象としている権利を除き、基本的な権利の享有は保障され、内国民待遇は獲得されている、こういうふうな書きでございまして。ところが、その下に、「外国人登録証携帯制度は、外国人の居住関係及び身分関係を現場において即時に確認する手段を確保するために採用されている。しかし、本制度についても運用の在り方も含め適切な解決策について引き続き検討することとした」、つまり、日本政府それ自体が、この外国人登録証の携帯問題について問題があるのだということを自覚しておられるといえます。問題は指摘されているところでございます。私は当然のことながら、この報告書に基づいて、年度の改正案にもこの登録証の携帯問題ということが盛り込まれるかというふうな思っております。ところが、現実にはそうではなかった。修正案の中でも依然として罰則規定として残っているというふうな言わざるを得ないのでございます。

最後になりますけれども、先日、作家の陳舜臣さんの「儒教三千年」という本を読んでおりましたところ、次のような文章に出会いました。これは葵丘の盟というのだそうだが、古代中国周の時代におきまして、紀元前六五〇年ごろのことです。葵丘の盟といふのは、約百年ぐらゐ前のこととございまして、そのときに中原の諸侯が集まりまして葵丘の盟といふものをつくつたそうでございます。これは五条にわたるのですけれども、その第四條に「老を敬い幼きを慈しみ賓旅を忘るることなかれ」というふうな書いてございまして。これはもちろん陳さんの御説明でございまして、この弱者を配慮することが政治のキーポイントである。と同時に、實、これは在留外国人である。旅する旅行者である。つまり、自国民だけを保護するような排他的な姿勢はとってはならないということを意味するのだそうでございます。つまり、今からもう二千五、六百年以上も前に、在留外国人ないしは老、弱を大切にしない、保護しないということを訴えている。つまり、このい

にしえの人々の考え方に現在もまだ及ぶものがございます。このいしえの知恵に学ぶということが私は今我々に課せられている大きな課題ではなからうかということをお願いして、意見の陳述に変えさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(鶴岡洋君) どうもありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。それでは、これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。  
○野村五男君 自由民主党の野村五男でございます。参考人の諸先生には御多用中にもかかわらず本委員会において貴重な御意見をお聞かせいただき、まことにありがとうございます。

最初に、小此木参考人にお尋ねします。先生は現代朝鮮論に大変造詣が深く、また長期にわたって韓国に滞在されたことがありだそうでございますが、そのときの事情はどうでありましたでしょうか。先生は、指紋押捺を行い、外国人登録証明書の常時携帯を実行しましたでしょうか。そのときどのような感想を持たれましたか、まずお話し願います。

○参考人(小此木政夫君) 私は、一番長く韓国に参りましたのは一九七〇年代の前半でございます。まして、大分前のことでございます。もちろん、指紋押捺をいたしました。五指でしかかきつけたか今ちょっと記憶がはっきりいたしません。押捺をいたしました。登録証は常時携帯いたしました。

感想というものであれば、それはやはり余りいい気持ちはいりませんでした。ということとは率直に申し上げなければいけないと思ひます。

ただ、常時携帯の点にしましては、やはり時代も国情も違ひまして、私は進んでそれを携帯した次第でございます。と申しますのも、一九七〇年代の前半でございますから、これは朴政権の維新体制がスタートしたころのことでもあります。金大中事件もございまして、余り韓国の政情はよろしくなかつた時期であります。ですから、そういう意味では、外国人であるということに常に立証できるものが手元になくはならないことを常

に持っていました。かと申しまして、パスポートをいつも持つて歩くのも大変ですから、もつとずつと小さな登録証を持つて歩いておりました。

まあ、一、二例を挙げますと、例えば、南北の間の緊張が随分あつた時代ですから、現在でも多少そういうこともありますが、韓国国内では北の工作員の摘発ということに随分力を入れておりました。たばこ屋なんかにいきますと拳銃不審な人はいらぬは通報されてしまうかもしれない。たばこの値段を尋ねて、あなた、なぜたばこを吸うのに値段を知らないのかと聞き返されてきつと

たことがございました。これは通報されたら大変だということに思ひまして。そういうときには何か身分を証明するものを持つていなければいけないわけでありまして。あるいは国内を旅行する場合でも、飛行機に乗り出すときにはパスポートないしそれに準ずるものを提示しなければいけません。そんなことがありまして、常時携帯しておりました。現在、随分政情もよくなつておりますが、しかし改めて長期に滞在するとなれば、韓国でも北朝鮮でも私は多分依然として常時携帯するだろうと思ひます。

○野村五男君 外国人登録法の改正要求で問題にされるのが外国人登録証明書の常時携帯制度及び罰則のあり方です。私は、外国人登録法の目的に照らして常識的かつ適切に運用されていると理解しておりますが、先生の御所見をお尋ねいたします。

○参考人(小此木政夫君) 私、その間の事情は細かく知つてゐるものではございません。行政当局ではありませぬし、そのあたりのことを綿密に調べたものでもございません。床井先生最前申されましたような事例があるのかもしれない。マラソンの選手の話ですか、小錦の話が出ましたけれども、いつごろのことなのか、どのくらい頻繁にあるのかということにしましては私は存じ上げません。しかし、運転免許証で同一人性が確認されているのに外国人登録証の提示を要求するといふようなことはやはり行き過ぎではなからうかといふふうに存じます。八七年以後、常識的、弾力的に運用するといふ趣旨が生かされつつあるといふふうに伺ひましたが、私もそのような印象は持つております。

○野村五男君 小此木参考人に続いて伺ひたいです。先生の御意見の中には、冷戦の終結は必ずしも地域紛争や民族問題の解決を意味しないとの御指摘がありました。朝鮮半島情勢の将来の展望はどうでしょうか。今後十年ぐらゐの期間に大きな混乱が発生し、日本の入管行政に深刻な影響を与

えるような可能性は心配しなくともよいのでしょ  
うか。先生の御所見をお伺いいたします。

○参考人(小此木政夫君) 朝鮮半島、この十年ぐ  
らい非常に重要な時期に来ているというふうに私  
は思います。恐らくその間に統一問題に關しても  
かなりの進展があるのではないかとこのように思  
います。ただし、その過程が平和的なものである  
のか、あるいはそこで再び暴力が使用されるよう  
なことがあるのかということになりますと、これ  
は一概には断定できないのでありまして、率直に  
申しますと、私は五分五十分くらいと思っていま  
す。南北が平和的な対話を通じて一つになること  
を願っておりますが、しかし一方の体制がその過  
程で崩壊するような危険というやうなものも全  
くないわけではございません。

御承知のやうなソ連・東欧情勢あるいは中国の  
天安門事件等を見ておられますと、そのやうなこ  
とが全くないとは思えないだらうと思ひます。人  
によつてこれが五分五十分なのか、七、三なのか、三  
七なのか評價の違いはあらうかと思ひますが、私  
は大体その程度のことはなないかと思ひます。ド  
イツと同じやうに平和的に統一されれば日本に対  
する影響というのは最小限で抑えられたいと思  
ひますが、例えば統一が五年以内に実現するとい  
うやうなケースを考えてみますと、私は多分そのよ  
うにはならないだらうと思ひます。つまり、短期間  
に統一が実現すればするほど多分暴力的な事態が  
発生するのではないかとこのやうに思ひます。十  
年ぐらゐの時間をかけて徐々に統一が実現する  
といふことであれば、それはドイツ型の統一に帰着  
する可能性が強いだらうと思ひます。

率直に申しまして、韓国の政治、経済の安定度  
と申しますか、随分高まつておりまして、十年ぐ  
らゐの間には経済的にも今の二倍ぐらゐになつて  
いるでしようし、政治的な民主化の度合いといふ  
ものもさらに進展し、先進諸国の仲間入りが可能  
になるのではないかとこのやうに考えています。そ  
のやうな時代が来れば、西ドイツと同じやうに平  
和的に統一を達成するといふやうなことも不可能

ではないだらうと思ひます。しかし、そうならな  
い可能性があるといふことも否定できないわけ  
であります。万一そのやうな仮定を考えますと、そ  
れは日本国にとつても大変大きな事態でありま  
して、天安門の比ではないだらうといふやうに想像  
しております。

○野村五男君 小此木参考人にお聞きします。  
今の問題と似ておりますけれども、国際間のい  
わゆる垣根が低くなり、ボーダーレスな世界が出  
現しつつあるとの指摘もありますが、日本周辺で  
もそのやうなことが言えるのでしやうか、改めて  
お伺いします。

○参考人(小此木政夫君) ボーダーレスな国際社  
会といふことはよく言われるわけでありまして、  
確かにそのやうな現象が存在します。特に、これは  
先進諸国間の政治経済関係においては、あるいは  
社会関係においてもそうだらうといふやうに思ひ  
ます。例えばヨーロッパの、特に西ヨーロッパの  
ECのやうな共同体においてはかなりの部分でボ  
ーダーレスの現象が現実のものになつてゐるわけ  
であります。しかし、日本周辺、東アジアとい  
ふやうなことになるまいと思ひます、この地域では  
むしろ国境の持つ政治的な意味といふのが高まつ  
てゐるとこのやうに私は考えております。

冷戦が終結して、民族、宗教、人種の問題が地  
域紛争となつて激発してゐるといふのは御承知の  
とおりでございまして、我が国の周辺を見ます  
と、朝鮮半島、台湾海峡、それから九七年に返還  
される香港の問題、さらにインドシナの問題、こ  
ういつた問題がございまして、恐らくこういつた  
地域紛争が解決されるまでは随分時間がかかる  
のではないかとこのやうに思ひます。そうなりま  
すと、一方においてはボーダーレスであり、他方  
においてはそうではないといふやうなことが言え  
るわけでありまして、東アジアにおいてもこうい  
つた地域紛争が解決されて、人、物、情報の交流  
が活発になり、ヨーロッパと同じやうな共同体が  
できること、これは私は十年以上先のことだとい  
ふやうに思ひますが、そのやうな時代が来ることを

また強く願つておりますが、現実においてそうい  
うものが実現してゐるわけではないといふことも  
事実でございまして。日本はその二つ、一方にお  
いて境界がますますなくなつていく、他方にお  
いて境界はつきりと意識されてゐる、こういつたも  
の二つの世界の中間に位置して、しかし同一の  
基準でこれを扱わなければいけないといふ大変大  
きなジレンマに直面してゐるのではないかとこの  
やうに見ております。

○野村五男君 もう一問、小此木先生にお聞き  
します。

日本人と外国人の法的地位の相違についてはど  
のやうにお考えでしやうか。  
私は、今回、永住者及び特別永住者の指紋押捺  
を廃止しようとすることは大変な前進であると評  
価してゐるものであります。また御案内のやう  
に、昨年の出入国管理法では、終戦前から引  
き続き我が国に在留し、日本国との平和条約の発  
効により日本の国籍を離脱した日韓・朝鮮人  
及び台湾人並びにその子孫については、歴史的な  
経緯を踏まえて細分化されてゐた在留資格が特別  
永住に一本化されるといふ画期的な措置がとられ  
ており、在日韓国人等の法的地位は極めて安定的  
になったものと思ひます。

ところで、先生は、外国人登録法上も、さらに  
いわば限りなく外国人の一部の法的地位を日  
本人と同じにするやうな措置をとるべきか、その  
是非について最後にお伺いいたします。

○参考人(小此木政夫君) 御質問の趣旨が、定住  
外国人といふやうなものの地位と同じやうなもの  
を外国人登録法においても考えるべきではないか  
といふやうなものであると理解いたしますなら  
ば、それにはいろいろな考えがあり得ると思ひま  
すが、私は余りそういった考え方には賛成いたしま  
せん。

なぜかと申しますと、国籍といふのは生まれな  
がらのものであると同時に、選択するものでもあ  
るといふことなんです。つまり、よく在日外国  
人の方々がおっしゃられる、我々の祖先は朝鮮半

島から強制的に連行されたのである、このことは  
もつともな指摘であらうといふやうに思ひます。  
そういう歴史的な経緯を考慮に入れなければい  
けないわけでありまして、しかしにもかかわら  
ず、協定三世、ですから戦前からいらした方から  
考えれば四世といふことになるのでしやうか。そ  
ういつた時代が来て、なおかつ日本国籍を取得し  
ないで外国人として居住するといふ行為は、これは  
大変勇気のある、ある意味では主権的な選択だ  
といふやうに考えざるを得ないわけでありま  
す。ですから、先生が御指摘のやうなあいまいな地位  
といふものを新たに設けるということがさういつた  
主権的な選択といふものを尊重することになるの  
かどうかといふことに関して疑問を感じておりま  
す。

○野村五男君 ありがとうございます。

それでは、床井参考人にお尋ねします。  
私は、今回、永住者及び特別永住者の指紋押捺  
を廃止しようとすることは大変な前進であり、ぜ  
ひ成立させる必要があると考えておりますが、ま  
づ先生の御所見をお尋ねいたします。

○参考人(床井茂君) 私の考え方から申し上げま  
すと、この指紋押捺廃止の問題につきましては、  
本来はいわゆる特別永住者のみではなくてすべて  
の外国人に廃止するべきであらうといふやうに考  
えております。ただ、その一つの過程として、  
いわゆる長期在留外国人に対し廃止をするとい  
ふことは一つの前進であらうといふやうに考えて  
おります。

ただ私は、立法的にそぐわないといふことを申  
し上げたいのは、長期在留外国人とそうでない外  
国人との間で、指紋押捺をさせる、させないとい  
ふところの区別をする理由があるのだらうかとい  
ふところに疑問を抱いてゐるわけでございます。  
つまり、短期在留外国人だから指紋押捺をしな  
くしてはならない、長期在留外国人であるから指  
紋押捺を必要とするのかといふ従来の日本政府の  
見解をお聞きしてきますと、同一人性確認のた

めに必要だというふうに出ております。この同一人性の確認ということを考えましたときに、長期在留外国人であろうと短期在留外国人であろうと関係はないはずでございます。そういう意味からいきますと、本来指紋捺捺というものは間違っていた、誤っていた制度だろと考えておりますので、本来ならばすべての在留外国人から指紋捺捺を廃止すべきであろうというふうに出ております。

○野村五男君 もう一点伺います。

日本人と外国人、特に在日朝鮮人との法的地位の相違についてはどのようにお考えでしょうか。

日本人すなわち日本国民は日本国の構成員であり、日本国とは国籍という深い関係で結ばれており、当然に日本国に居住し、日本国の法秩序のもとで自由に活動することができるといえるべきであります。他方、外国人は、日本国と国籍という関係はなく、たとえ在日朝鮮・朝鮮人にはいろいろ歴史的な経緯があるとしても、それぞれ大韓民国あるいは北朝鮮の構成員という関係にあると考えられます。この日本国民と外国人との違いから、種々の行政あるいは法的な関係においてそれぞれ行政の性質によって日本国民と外国人とは日本国憲法あるいは日本国の法秩序のもとで相違があることは当然と考えられ、日本国民と同様な関係にある場合もあるし、また日本国民と異なる場合もあると考えられます。内外人平等という議論をする方もありますが、すべての法律関係で日本国民と外国人とが同じということではないと思われ

ます。

ところで、国際法上、外国人の入国や在留といったことは主権を有する国家の権限に属することとされておりますので、日本国の行政上の必要性がある場合において、いわゆる内外人平等ではなく、日本国民と外国人との間で相違のある場合もあると考えられますが、先生のお考えはいかがでありますでしょうか。

○参考人(床井茂君) お答えいたします。

まず、基本的に日本人と外国人との間で先生の

御指摘のような相違があることは事実でございます。しかしながら、基本的な人権という考え方に立ちますと、同じ人間でありながら差別があるということ自体に私は疑問を抱かざるを得ないわけでございます。特に、今御指摘をいただきました在日韓国・朝鮮人、これは私申し上げておりますのは、長期在留外国人という意味で申し上げていくわけでございますけれども、この方々につきましては少なくとも日本人と同じような処遇、待遇を与えるべきではないか、これが少なくとも現在の国際人権規約等から要求されていることではないかと思っております。

先生のおっしゃるとおり、外国人につきましても出入国管理ということ、これ自体私も承知しておりますし、そのとおりだろうと思っております。しかしながら、現実には長期在留外国人、特に戦前から日本に住んでおられる方々及びその子孫につきましては、事実上といえますが、本来的にもう日本が生活の本拠になっている、長期在留の根拠になっている、単に国籍が他にあるというだけにすぎないのだらうと思っております。そういう方々につきましては、少なくとも日本人と同じような待遇を与えるべきではないか。特に小此木先生がおっしゃられましたような歴史的な経過、強制連行その他によつてみずからの意思で日本にきたのではない、そういう方々につきましては、少なくとも日本人と同様な待遇を与えるべきではないかというのが私の考えでございます。

ただし、例えば参政権等のような問題も確かにございまして。私はこれについて諸外国の例を詳しく申し上げられるような字義はございませんけれども、ある外国におきましては、少なくとも地方自治体においては選挙権を与えるような方式をとっている国もあるというふうに出てきています。ただ、私は現実にはこの選挙権を与えるべきかどうかという議論につきましては、私自身の考え方は十分にまとまっているわけではございませんので、お答えいたしかねるというふうに申し上げます。

○野村五男君 終わります。

○千葉景子君 社会党の千葉景子でございます。

きょうは小此木参考人、床井参考人御両名に貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

私の方から若干の時間いただきまして、何点が質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。野村委員の質問とも若干重なる点もあるかと思っております。重ねてお答えをいただかなければいけない部分あるかと思っておりますけれども、その点はお許しをいただきたいと思いますというふうに思っております。

まず、小此木参考人そして床井参考人御両名にもう一度確認をさせていただきたいのですが、まず基本的原則として、日本に在留する外国人の皆さんに対する行政のあり方、これに対してはいろいろ国際的な情勢あるいはまた国際的な人権問題あるいは歴史、いろいろな観点があるかと思っておりますけれども、原則として日本に在留する外国人に対する行政のあり方、これはどのようなべきだと思っておりますか、それぞれ御参考人にお尋ねをしたいと思います。

○委員長(鶴岡洋君) 恐れ入りますが、参考人の方に申し上げますけれども、挙手を願います。そうしたら、御指名いたしますので。

○参考人(小此木政夫君) これは繰り返しのようになりますけれども、内外人平等というこの意味ですね。これは、人権の面でできる限り公正かつ平等でなければいけないというのはそのとおりだろうというふうに思います。ですから、内外において日本人と外国人の間に原則としてできるだけの差異がないことが望ましいというの御指摘のとおりで、私もそのように考えています。

ただ、最前申し上げましたように、現在の国際社会が国家というものを単位にしている以上、全く同じというわけにはいかない。つまり、内外平等ということとは内外同一ということと同じではないというふうに私は考えています。それぞれの立場が違わなければならないから、それぞれの立場に

応じて違った処遇があるのはやむを得ない。それ自体は一概に同等でないとか差別であるとかいうことは言えないのではないかとこのように考えております。

○参考人(床井茂君) 私は、先ほど申し上げましたように、基本的には内外人平等の原則が貫かれるべきであるし、それが現在の確立された国際法規、人権法規ではなからうかというふうに考えております。

ただ、私申し上げたいことは、少なくとも長期在留外国人と言われる方々と短期在留外国人と言われる方々との間で、現在のところ、待遇、処遇に相違があつてもやむを得ない状況があるということとは承知しております。ただ、先ほど申し上げましたように、国際人権規約の第三回報告書の中で、在日韓国・朝鮮人につきましては、日本政府それ自身が、内国民待遇は獲得されているというふうに出ております。ですから、少なくとも、長期在留外国人に對しまして、日本政府は内国民待遇というものを目指しているというふうに私は考えております。

その意味におきまして、将来におきましては、長期、短期を問わずに、外国人は平等に扱われるべきだろうというふうに出ておりますけれども、現在のところは、短期と長期において差があるということはやむを得ないかなというふうには考えております。

○千葉景子君 小此木参考人にお尋ねをさせていただきます。

それぞれの国の違いがあり、取り扱いに違いがあることはやむを得ないのではないかとこのお話をさせていただきますけれども、長年にわたり日本に定住をされている、あるいはまた、先ほど御指摘がありましたけれども、強制連行などで自分の意思に基づかないで日本に居住を余儀なくされた、こういういろいろな歴史的な経過などを考えたときに、今回、一定の定住者に対して特別な措置というものがとられたわけですが、こういう歴史的な背景によつての取り扱いの区別といえますか、



違い、こういうものについてはどうお考えでしょうか。

○参考人(小此木政夫君) 歴史的な経緯というものを踏まえて今回定住者に対してより望ましい措置がとられたというふうに解釈しておりますが、しかし、私も今回の措置、特に指紋の問題に關しては、これはグレーゾーンに属するというふうに申しましたが、あえてそのグレーゾーンの中で位置づけをすれば、白に近いグレーよりは黒に近いグレーでありまして、できる限りこういったものが廃止されていくことが望ましいというふうに考えております。

ですから、もちろん国内外の情勢等を見ながら判断していかなければならないわけですが、将来的には、今回適用されなかった外国人にも同じような措置がとられることを期待しております。

○千葉景子君 それでは床井参考人にお尋ねをいたしますが、今回は、一定の部分で指紋押捺制度にかわりまして署名、写真、家族登録という形で登録の方法がとられるようになってまいりました。

この指紋押捺制度に対して、一定の部分で署名あるいは写真、家族登録、こういう形で登録に変更がなされたこと、これについてはどう評価をされているか、あるいはまたどうお考えであるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(床井茂君) まず、指紋押捺制度、これは先ほど申し上げましたとおり廃止するべきであらうと思ひます。そのかわりとしていわゆる三点セット、写真、署名、家族登録制度、これを持ち込んだわけでございます。

私は、この改正案について正直のところ意味がよくわかりません。つまり、この三点セットでもって同一人性の確認の手段にかえるという意味だろうと思ひます。であるならば、写真で十分ではなからうか。何がゆえに署名、家族登録制度を持ち込むのだからというふうに考えざるを得ない。

特に、この家族登録の問題でございしますけれども、改正案によりまして本人の申し立てによるわけでございます。つまり、資料の添付は必要ない形になっているようにございします。そうしますと、実はこういう例がございします。

先ほど申し上げましたように、父親の名前がかわつていた、あるいは本人の名前が本籍地に行つて調べたところ違つていた。これは私が扱つた事例で、死亡した父が別な名前を使つておりまして——他人の名前を名のつて登録していたわけでございます。その死亡後に、その子供たちが戸籍謄本等をとつて調べましたところ、別人の名前を使つていた、本名は別にあつたということがわかつた。実はこれの訂正のしようがないわけでございます。在日朝鮮人でございしましたが、その方は日本に帰化をしたいということで申し出られました。その際に、添付資料として必要とされるものが戸籍謄本でございしますが、その戸籍謄本の氏名と亡くなった父親の氏名が違つたが、つて帰化は受け付けられないと、こういうことになつたわけでございます。

そうしますと、例えば過つてといひますか、父親から自分の名前がこうなんだというふうに関かされて、その父親の名前、母親の名前を登録したとします。それを訂正するのは非常に困難、と同時に、もし誤つたまま申請をしますと、改正案によりまして罰則規定があることになるわけでございます。少なくとも、家族登録制度を取り入れるのであれば、私は罰則を外すべきではないかというふうに考えております。つまり、この家族登録制度というものは、ある意味においては管理を強化するところにつながつていくのではないかと。

もう一つ申し上げますと、例えば在日朝鮮人の結婚という問題がございします。これは婚姻届は必要ございません。ところが、今度の家族登録制度によりまして、世帯主との続柄ということ記載することになつております。そうなりますと、例えば婚姻届をしていない、いわゆる内縁関係の御夫婦の場合、これはどういう関係で届けられるの

だろうか。これは同居ということになるのでしょうか。同居というのは続柄とは言へませんので、それ自体についても私は法律上疑問を抱かざるを得ない面がございします。

と同時に、もう一つは、こういった従来にも増して詳細な家族登録制度を取り入れるということ自体、一つはプライバシーの侵害というところにもつながつてきやしないだろうかというおそれを抱いております。

そういう意味において、今回、家族登録制度を取り入れるのであれば、私は罰則をもつて強制することではないというふうに考えております。

○千葉景子君 続けて、床井参考人にお尋ねをいたしますが、今、家族登録制度の問題点などを御指摘いただきました。

私も基本的には同一人性の判断というものは写真などが存在すれば十分できるのではないだろうか、そうも考えているところですが、今回はこの外国人に対する同一人性の判断といひます。その行政のシステムのあり方として結局は三つですね。指紋押捺制度を利用するというグループ、それからこの三点セットと申ししようか、これを利用するグループ、それから全くこういう指紋押捺制度等が要らないグループ、大きく言えばそういう三つですね。こういう形に結果的にはなつてしまつた。それじゃ一つに統一できるのではないかと、何で指紋制度が必要なんだろうかといひろいなる疑問が残るわけですが、その点について床井参考人はどんなふうにお考えでしょうか。

○参考人(床井茂君) おつしやるとおりに、外国人につきまして三つの判断基準といひますか、同一人性を判断する基準として三つの方法を持ち込んだというところになるわけでございます。指紋が要らないグループといひますのは、いわゆる一年未満の在留の方々ということになるわけでございますけれども、私はなぜこういうふうに分けたのかということ自体が実はよくわからないのでございします。

といひますのは、一番政府当局が問題にされている方々は恐らく短期在留の外国人の方々ではなからうかなというふうに思ふのでございします。この方々から指紋を外す、それから一年を超えていゝゆる永住までに至らない方々はこれは指紋だと、それから特別永住の方はいわゆる三点セットであるということになりますと、現実の問題としてこれを受け付ける市町村の窓口が混乱する可能性が大いにある。

実はこういう例がございしました。これは、たしか青森の方でございしました。うか、危篤状態にある在日朝鮮人のところに行きまして指紋の押捺を市の当局が強制したという事例がございします。実は、これは指紋の押捺は必要のなかつた方なのでございします。にもかかわらず、その解釈の相違で市の当局がわざわざ危篤状態にある病床に行つて指紋押捺を強制したという事件がございしました。

つまり、ある意味ではこういう持ち込み方、分け方というものが、行政当局、現実には事務を取り扱うところの市町村段階において混乱を来すおそれがある。ですから、私は速やかに何らかの形で一つに統一すべきであらうというふうにお考えしております。

○千葉景子君 今、床井参考人から、何らかの形で今後は一つに行政のあり方を統一すべきではないかという御指摘がございしました。

それについて床井参考人にお尋ねをいたしますが、先ほどの御意見ですと、基本的には写真などで十分判断がつくのではないかとお考えもありません。ただ、検討を続けていく、あるいは制度を改正していくというふうなことを考えたときには、床井参考人の御意見としてはどのようなシステムというものがベターである、あるいはベストであるとお考えでしょうか。

○参考人(床井茂君) 先ほど申し上げましたように、この同一人性の確認の手段としての方法、これは将来にわたつてはすべての在日外国人に対し

て同じような方法でやられるべきではなからうかというふうにご意見を伺います。

特に、衆議院の法務委員会での附帯決議がございませうけれども、「この法律の施行後五年を経た後の速やかな時期までに適切な措置を講ずる」というふうにご意見を伺います。罰則規定も含めまして。これは私は、こういうあいまいな期限の切り方ということではなくて、きちんとした期限を切つて検討するというのが必要ではなからうか。特に、先ほど申し上げましたように、国際人権規約の報告書の中でも、速やかにその改善措置を講ずると、こういうふうにご報告書出しておりますので、できれば私はこの次、第四回の報告書が五年後になりますけれども、この五年後には日本政府はこのような改善をしたのだということをお胸を張つて堂々と報告できるような改善措置をとつていただきたい、これは私の念願でございます。

○千葉景子君 それでは、次に床井参考人として小此木参考人にお尋ねをいたします。

先ほど両参考人から御意見をいただき、それぞれの御意見がちよつと共通点もあり、違いもあるうかというふうに思うのですけれども、罰則それから常時携帯の問題についてお尋ねをさせていただきます。

床井参考人からは、この現外国人登録法は治安立法的な性格を持っている。その大きな柱として、私はやはりこれまでも指紋の押捺そして罰則あるいは常時携帯、これがいわゆる三点セットのような形で機能してきたのではなからうかというふうに思っています。基本的には、罰則、常時携帯について今回は大きな改正はなされなかったというところになりますけれども、床井参考人に、さらにその罰則、常時携帯についてお考えと今後の問題点を御指摘いただきたいというふうに思っています。

それから小此木参考人、常時携帯については余り気分のいいものではないというお話でございました。今の国際的な状況とか、あるいは御専門ではないかと思ひますけれども、人権の保障とか

そういう面を考えた場合に常時携帯あるいは今後の取り扱い方などについてどうお考えか、罰則の問題も小此木参考人のお考えがあればつけ加えていただきたいというふうに思ひます。

○参考人(床井茂君) まず、常時携帯制度でございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、在日外国人にとつては非常に苦痛となつております。つまり、一歩家を出るといふことになりまして、外国人登録証を携帯しているかどうかを必ず確認せざるを得ない、あるいはちよつと買物に出るといふときにもその確認をせざるを得ないという負担を負わされてはいる。私は、少なくとも長期に日本に住んでいる外国人にとつては常時携帯制度は必要ないのではないかと申すように考えております。短期の方々につきましては、これは常時携帯ということよりは、むしろ小此木参考人がおっしゃられましたような旅券の携帯義務で十分ではなからうか、外国人登録証の携帯義務まで負わせるという必要はないのではないかと申すように考えております。

そしてまた、先年の改正によりまして、常時携帯制度から一年以下の体刑ということが外されまして、現在は罰金のみになっておりますけれども、この二十万円以下の罰金というのは非常に重い。うっかり忘れたと、いわゆる過失犯ですね、過失犯につきましても二十万円以下の罰金を科せられるという現実があるわけでございまして、したがつて、この罰則制度というものは少なくとも住民基本台帳法、戸籍法等による行政罰、すなわち過料にすべきではないかというふうに考えております。一足飛びにすべての外国人にそれが無理だということであるならば、少なくとも長期在留外国人につきましても、既にこれは身元の確認も十分できているわけでございまして、私はこの罰則制度は廃止すべきではないか、行政罰にとどめるべきではないかというふうに考えております。

○参考人(小此木政夫君) 私の議論は、日本人に準じた、公正であるが同じでないという、こういう基準をどこに求めるかということでありまして、そうなりますと常時携帯とか罰則とかというようなことに關しまして、ほぼそれに尽きるのではないかと申すように思ひます。つまり、外国人としてとどまるという以上、日本人に準じたものでなければいけないけれども、しかし全く同じではない。罰則に關してもそういつた言い方は当てはまるのではないかと思ひます。全く同じではないのかということになりますと、それは日本人の場合にはここで生まれてこつて育つていくわけでありまして、外国から来た場合には外国人としての地位というのがそこにあるわけでございまして、場合によつては、例えば好ましくない人物であれば外交的に入国できないというふうなケースもあるわけでございまして、それから、全く同じではないということは自明だろうと思ひます。しかし、長く定住されている方々に關しましては、日本人に準じた、できるだけそれに近い扱いをするべきだろうというふうに同時に考えております。

指紋と常時携帯を比べてみますと、私は指紋押捺に關しましては、かなり黒に近いグレーだといふふうにお話ししましたが、常時携帯に關しましては、むしろ白に近いグレーだといふふうに思ひます。外国人がその種のものを持っていると申すのは必ずしも例外ではないといふふうに思ひます。ただし、運用の仕方は確かに問題がございまして、居住地域内を移動するのに一々それを持つて動かさなければならぬのかといふようなことになりまして、確かにそういつたものを要求する必要はないのではなからうかというふうに思ひます。また、同一人性が確認されればよいわけですから、最前の話に出ましたように、運転免許証があるのに登録証を持っている必要が本当にあるのかといふことになりまして、これも疑問でございまして、私がこの点に關して若干行政側を弁護するといひますか、その必要性を感じるのには、むしろ現在の状況であるよりは将来の状況、つまり最前申し上げたような非常に不安定な国際情勢というものが他方にご意見を伺いますので、そのときにそういったものを一切廃止してそれでいいのかどうか、あるいはそれが本当に定住外国人のためになるのかどうかということに關してはちよつと判断がつきかねております。

○千葉景子君 時間もありませんので、最後になりますけれども、御両名に、今回の改正というのは一つの経過の中での一時期の改正ではなからうかというふうに思ひます。今後の将来に向けた抱負といひますか、国会あるいは法務省等に対する要望といひますか、そういうものがございまして、御意見を伺つて終わりにしたいと思ひます。

○参考人(床井茂君) 私は、もう外国人というものを敵視する時代というものは過ぎ去つてきているのではないかと。つまり、これだけ国際化が叫ばれて日本が国際社会に貢献しようといふときに、外国人外国人といふことで敵視をするという政策はとられるべきではないかと考えているわけでございまして。

それはどういふ形であらわれるかといひますと、例えば外国人を規定する二大法律の一つとして出入国管理及び難民認定法がございまして、けれども、こういった法律につきましても将来的にどういふふうにあるべきなのか、あるいはまた、現在問題となつております外国人登録法についてもどのような問題であるべきなのか。これは私は前から申し上げておりますように、少なくとも内外人平等の原則に立つた形のものを目指したい。そのためにもどうしたらいいのかといふことを在日外国人の人権を守る立場から検討していく必要がある。そのための基本的な人権はどうあるべきなのかといふことをぜひ先生方の間で十分な御検討、御討議をお願いしたいと思ひつて、次第でございまして。

○参考人(小此木政夫君) 私のふだん考えていることは、床井先生がおっしゃられたこととそれほど大きく違ふわけではございませぬ。できる限り内外人平等という観点から法が運用され施行されることが望ましいというふうに考えています。行



政当局は常にそのあたりのことを検討しながら、少しでもそういった理想に近づくように努力していただきたいというふうに考えています。

○千葉景子君 ありがとうございます。

○中野鉄造君 まず初めに、小此木先生にお伺いいたしますが、本法案は御承知のように衆議院を附帯決議を付されて通過して今本院で審議中でございます。先ほどのいろいろなお話を伺っておりますけれども、率直に申しまして先生は今のこの法案については、衆議院から送付されているこの状態で大体満足とまではいかないまでも、これを今の段階では是と思われのかどうか、その点をお伺いいたします。

○参考人(小此木政夫君) そのとおりでございます。

○中野鉄造君 次に、床井先生にお伺いいたしますが、先ほどから先生のいろいろな陳述をお伺いしておりますけれども、将来的には例えば韓国においても、先ほど小此木先生からお話があったとおりでしたような常時携帯だとか、あるいは現在行われている指紋押捺だとか、そういったようなこともこれは廃止すべきものである、こういうふうによつてお考えになっておりますか。

○参考人(床井茂君) 韓国の制度がどのようなものであるのか、これは私不勉強でございますが、今小此木先生から教えていただいたような状況下にあるということを知ったわけでございますけれども、ただ指紋押捺に關しましては、内外人別なく指紋押捺をされているというふうに関しております。その意味においては悪い形で内外人平等が行われているのかなというふうに感ぜざるを得ないわけでございます。

この修正案——改正案といいますが、ということに關しましては、確かに従来から見るとならば一歩の前進であろうというふうに考えます。しかし、どうなんですか。長い間踏みつけられてきた人々、この人々にとって、なぜこのような期間足げにされ、踏みつけられてこなければならなかったのかという思いを強くされているのではないのでしょうか。

いでしょか。

この修正案につきまして私が一言申し上げたいのは、少なくともこの携帯義務に關しましては罰則を外すべきである、それから家族登録制度についても罰則は廃止すべきであるというふうに考えております。

○中野鉄造君 ところで、外登法の第十三条は外国人に登録証明書、常時携帯を義務づけていることは御承知のとおりですが、この点について政府側としては、一層の常識的、弾力的な運用を徹底するということを申しております。しかしながら、その運用の実際は現場の警察官の判断にゆだねるということになっておまして、このために現場での警察官の判断が果たして政府答弁のような弾力的かつ常識的なものであり得るのかどうかという点について両先生の考えをお尋ねいたします。

○参考人(床井茂君) 先生のおっしゃられるとおりだろうと思います。特に、現場におきまして政府見解のような弾力的な運用がなされているのだろうかということについては私は疑問を抱かざるを得ない状況にあると思っております。

特に、例えばこれはチヨゴリ・チマ事件ということで有名になったことと申しますけれども、その警察官が証人として出まして証人尋問したところが、いや、すべての外国人に対して常時携帯、提示義務ということを求めているんだと。それでは、例えば英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語等で外国人登録証を見せてくださいというのはどういうふうに言いますかと聞きましたところが答えられなかった。つまり、現実的に行われている方策というものは、私は在日朝鮮人等が主に対象としてその取り締まりが行われているのではないかと、現場においてはそういうふうにとらえているのではないかとこのように思っております。

前に上智大学の学長をなされてたジョセフ・ピタウ先生でございますけれども、この方は二十五年間日本におられまして一度も外国人登録証の提示を求められなかったというふうに朝日新聞に書いてございました。日本の国ほど自由でかつ安全な国はない、この自由と安全を守るべきであるというふうなことをおっしゃっておられます。私はそのとおりだと思ふのでございます。在日朝鮮人に関しては、残念ながら現場においては必ずしも政府見解どおりの運用が行われているかどうかについて私は疑問を抱かざるを得ないわけでございます。

○参考人(小此木政夫君) 現場の取り扱いがどうかということになってまいりますと、これは率直に申しまして日本国民の意識の問題でございます。それから、残念ながらそれが我々が期待しているほど高くないということではないかというふうに考えます。

床井先生からいろいろ例が挙げられたような問題に關して大変私も遺憾に存じます。できるだけ今後ともそういうことのないように指導していくという努力を積み重ねていただきたいというふうに思っています。

○中野鉄造君 終わります。

○橋本敦君 床井先生にお伺いしたいと思うのですが、先生が御説明なさったように、一つは住民基本台帳法の目的が居住関係、身分関係を明らかにする。一方で、外国人登録法の法目的も同じように外国人の居住関係、身分関係を明らかにする。こう見ますと、法の目的が同一である、そしてまた、法によつて守られることが期待される法益性もまた同一であるということになるかと思ふんですが、法において大変大きな違いがある、この違いの合理性は一体説明し切れるのだろうか。私は、この点は法の構造として、まさに憲法の法のもととの平等ということから見て説明し切れない問題を持つていて、欠陥ではないかと思っております。

○参考人(床井茂君) 私は先生の御意見に全く賛成でございます。

成でございます。

外国人であるがゆえに外国人登録法の問題において大きな罰則が加えられるということについては私は疑問を感じざるを得ない。この一年以下の懲役、二十万円以下の罰金というものは、賭博罪ないしは過失致死罪より重い規定でございます。つまり、それほどの保護されるべき重い法益なんだろうかと、私は人の命の方が大切なのではないかとこのように思っております。そういう意味で、この外国人登録法の罰則は私は重過ぎるというふうに考えております。

○橋本敦君 次に、指紋押捺制度そのものの問題ですが、基本的にこれは全廃をするのが正しいという考えを私も持つておる一人なんですけれども、問題はなぜ指紋押捺制度がこれほど問題になるか、それは先生も御指摘のように、この指紋押捺制度というのが指紋をとるという意味において被疑者扱いにするという感覚を社会的に非常に多く持つていっているものだから、人権上の問題にかかわってくる。

だから、同一人権判断の資料ということであれば、それにかわるものがあれば、それにかわるものをやれば当然いいわけなんです。そのかわるものを何にするかということの議論をさておいても、被疑者扱いにするという意味において人権上の問題はもうぬぐえないのではないかと、そういうように感じているんです。指紋押捺制度の根本問題がここにあるのかどこにあるのか、私はやっぱりここにあるということが人権上の問題として大きな課題だと思つておるんですが、被疑者扱いにするというこの持つていっている社会的意味なり法律の意味なり、先生のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(床井茂君) この点につきましても、私は先生のおっしゃられるとおりだというふうに思っています。

実はこの指紋押捺ということ、これは従前は更新切りがえごとに押捺していた、当初は三年ごとでございましたけれども押捺した。それが先年の

改正によりまして一回限りになった。これは一つの前進だというふうに言われたのかもしれないけれども、少なくとも一回限りにすることにおいて指紋捺捺制度の根拠は失われてしまったというふうな考えざるを得ないわけでございます。

なぜそのように申し上げますかといいますと、従来、政府答弁におきましては、一回限りにするのであればこれは単なる嫌がらせにしかすぎないのだということになるから廃止できないのだ、だから何回も押さえる必要があるのだというふうなことを言われたというふうな記憶しております。ところが、一回限りにすることによってその政府の見解の根拠が失われてしまったと同時に、一回押さえるのであれば何の意味を持つのだろうか、同一人性の確認にとつてどういう意味を持つのであろうかというふうな考えざるを得ないわけでございます。

おっしゃるとおり、指紋の押捺ということ自体はその人にとつてどんな苦痛をもたらすのだろうか。従来、先生がおっしゃられましたように、感覚的にはやはり指紋を押すということ自体は何らかの犯罪を犯した、あるいは犯罪を犯したと疑われる行為をなしたということにおいて押さえるのが通常でございます。何にも罪もない方に指紋押捺させるといふことになれば、当然のことながらやはり被疑者扱いにしていたのだというふうな私も言わざるを得ないと考えております。

○橋本教君 最近、内外人待遇の同一性という問題についても多くの議論が行われまして、大阪府を初め地方自治体で外国人の皆さんの地方公務員への採用という話が進んでおりますが、この問題について両参考人の御意見があれば伺つて、質問を終わりたいと思います。

○参考人(床井茂君) 地方公務員の採用の問題につきましては、実は私、正直のところ申し上げまして考えがまとまっておられません。と申しますのは、この地方公務員に關しましてどの程度までの職務につかせるかということが一つはあるいは問題になるかと思ひます。外国人と日本人との

間では差があるとするならばやはりこの点の差というものがあつたかと思ひます。

ただ、公務員におきましては先生御承知のとおりいろいろな権限の相違がございます。例えば、公権力の行使に当たる公務員あるいはそうではない公務員とあるかと思ひます。とするならば、あるいは公権力の行使に当たらない公務員につきましては私は外国人を採用してもよろしいのかなと。ただ、これにつきましては、当然のことながら現在日本に住んでおられる多数の在日韓国・朝鮮人の方々の御意見というものを私は十分に聞いていたでいて、その合意の上でどのように方策をとるべきかを考えるべきではなからうかというふうな考えております。

○参考人(小此木政夫君) 私は、そのあたりのこととに關してはかなり進歩的といつたらいいのでしようか、何といつたらいいかわかりませんが、大幅に取り入れて構わないのじゃないかという気がしております。公権力の行使に当たらないということも余り厳格に考える必要はない。在日韓国・朝鮮の方がもしそういう職につきたいというのであれば、その線をどこで引くかというのは非常に難しいことではあります。できる限りそういう意思を尊重してさしあげるべきだというふうな考えます。

○橋本教君 ありがとうございます。○萩野浩基君 小此木先生、床井先生、お忙しい中本当にありがとうございます。大変持ち時間が短いのでまとめて質問をさせていただきますので、ちよつとメモをお願いしたいと思ひます。

今回、この外登法の改正に關してはある意味では前進と、こう言われておりますけれども、よく見てみますと韓国・朝鮮・台湾人を除く他の外国人にこの指紋捺捺を強制する合理的根拠というものの對して私は非常に疑問を持っております。と申しますのは、外国人間における差別というものを生んでくるのではないか、そのように考えております。まず一点、その点を申し上げます。

聞くところによりますと、今回の改正はできれば本来全席の意向というので進んでおつたのではないかと聞いておるわけですが、出てきた結果は私にとつては非常にアンフォーチュネトリなものと云わざるを得ない、そのように考えております。

その根拠としましては、憲法の前文で国際社会で名譽ある地位を占めたい、このように表明しておりますが、また先ほど来同僚の委員からもありましたが、特に憲法の第十四条、またさかのぼつて第十三条、人権と法のもとの平等という観点から、私はこの政治道徳の法則の普遍性といううな面から考えても甚だ疑問に思ふわけでありす。私も大学で国際関係等を教へたりしておりますから、常にその辺を考慮しておるわけでございます。特に、憲法の第九十八条におきましては、御案内のとおり、条約及び確立された国際法規はこれを誠実に守つていくことをうたつております。また、国際人権規約のB規約の二条、二十六条におきましては、人種、言語、宗教、政治的意見、それから門地等でその差をつけてはならないといふことであるに、今回の改正の中に

おきましては、一步前進といへども、韓国・朝鮮・台湾人を除く他の外国人に指紋捺捺をするといふことは、この朝鮮の方々自身の方からも指摘がおります。そういう点から考えまして、私は以上特に申し上げました憲法の第十四条の趣旨、それから国際人権規約等から考えても、幾らそこに正当性をつけようと思ひましても、合理的な整合性ある區別として容認し得る限度を超えておるのではないか。

そういうところから考えますと、今回衆議院から通過してきまして附帯決議があるんですが、せっかく両先生いらしたいたんでぜひともお聞きしたいんですが、参議院というのはそのファンクション、すなわちその機能はやはり衆議院の出できたものをチェックしていく、そういう機能を持つてこそ参議院の存在意義があるわけでございます。この附帯決議の中におきましても、

先ほど指摘がございましたが、五年後に速やかに適切な措置を講ずるとありますが、じゃ一体どういう方向に向かつて適切な措置を講ずるのか、この辺が非常に不明瞭であり、この辺を参議院としては何としてももう一步前進的に、また明確に具體的にすべきと私は考えております。

以上の点につきまして、両先生からひとつお答えをいただければ幸甚でございます。よろしくお願いいたします。

○参考人(小此木政夫君) 定住外国人とその他の外国人の間に差が出てしまつた、それが問題ではないかという趣旨であらうかと思ひますが、確かにそのとおりでございます。それがないことが望ましいのは当然であらうというふうに思ひます。ただ、経済学的に言へば、拡大均衡と縮小均衡というふうな考え方がございまして、プラスの均衡をもたらすための段階的なものだというふうに私は理解しております。したがつて先生がおっしゃられるように、将来どういう形でこれが一つのものになつていくのかというのを考えれば、プラスの形で一つにしてもらわなければ困る、当然それ以外の外国人に關しても指紋捺捺の廃止という方向で検討していただきたいというふうな考えております。

○参考人(床井茂君) 私も先生の御意見は全くそのとおりであらうというふうに思つております。ただ、申し上げたいことは、先ほど先生がおっしゃられた在日朝鮮人・韓国人あるいは台湾人等につきまして、他の外国人と差別をするという意味ではなくて、この方々を優遇していくべきではないか、つまり、歴史的な経緯からいへば、その優遇していくといふこと自体に私は合理的な根拠があるのではないかと申すのであります。そういう意味で将来とも、先生のおっしゃるとおり指紋の全廃といふことはなさざるべきであらうと思ひますけれども、当面、そういう意味において優遇措置をとるといふこと自体は、ある意味ではやむを得ない面もあるのかなというふうな気がしますが、基本的にはやは

り先生のおつしやるとおりでございます。

それからもう一つ、附帯決議の問題でございますけれども、これも私は先生の御意見に全く賛成でございます。先ほど申し上げましたとおり、あいまいな時期ということではなくて限定された時期に、少なくとも五年以内、次回の人權委員会の報告書に記載できるような形で決議といえますか、それを当法務委員会においてお願いできればというふうには私は考えております。

○萩野浩基君 終わります。

ありがとうございます。

○紀平悌子君 時間ももう終わりに近づいてまいりまして押しておりますけれども、両先生よろしくお願いいたします。

まず、一問ずつ両先生にお答えいただきたいと思っております。今回の外登法改正案におきましては、在日韓国人、朝鮮人、台湾出身者の永住者の約六十四万五千人について指紋捺捺制度は廃止されましても、非永住の一般外国人、在留期間一年以上三年未満の約三十万人の方々は、従来どおり押捺制度が残されるわけでございます。そして、前の委員の質問と重なる部分もございまして、外国人について押捺制度と登録制度が二本立てになるといふ制度のあり方にも問題がありまされども、やはり外国人の国籍によって取り扱いに不平等を生じるといふこと、ひいては国際化の流れの中で、日本にとつて本当に廃止がまず求められてしかるべき有識者というか、ビジネスマン、学者、宗教家、芸術家などという方々の、たくさんいらつしやる、一年から五年という程度の在留者について指紋捺捺止がされないというこ

とは、これはどうなんでしょうか、日本の国益に直接マイナスをもたらすというこはな

いんでしょうか。これは時間があれば床井先生に

もお答えいただきたいんですが、小此木先生にひ

は押捺をさせるということと矛盾があるわけですね。国際化の中の日本で、外国人の滞在される、あるいは住まれるということに対するこれからのような対応というのが制度として望ましいとお考えになるか、これは床井先生の方から特にお願いをしたいと思ひます。

○参考人(小此木政夫君) ただいま御指摘になられたような、そういう幾つかの不都合が現実存在するというのは多分否定できないのだらうと思ひます。ただ、これは最前申し上げたことと重なるわけですが、そういった一年から五年の期間の滞在者に関して、やがて指紋捺捺が撤廃されるべきだといふふうには考えますが、一遍にそれができないのは多分何らかの理由があるのだらうといふふうには考えております。

私はややそういう意味では、国際政治、国と国との関係なんかをやっているために、国籍の持つ意味といふものをちよつと過大に評価し過ぎて

いるのかも知れませんが、ですから、一時的なゆがみとしておつしやられたような不備な点も考

えておまして、やがてそういった点も改善されていかなければいけないといふふうに個人的には考

えております。

○参考人(床井茂君) 不法就労者の問題、これは外国人登録法の問題というよりはむしろ出入国管理法の関係の問題になるかと思ひます。

これは私が余り勉強してないといふせいもありまされども、この不法就労者の問題、これにつきましまして、確かに先生のおつしやるとおりの人権侵害要素といふものは含んでいふことは事実でございます。特に社会保険その他の社会保障が全く受けられないという状況にある。そしてま

た、その上で指紋捺捺もしていないという状況にある。この点についてどのように考えるか。これは外国人登録法の問題というよりは、今申し上げましたような出入国管理法上の問題であるかと思ひます。

そこで、この外国人不法就労者をどのように取り扱つていくべきかといふことについては、ぜひ

私は先生方の御努力によりまして、どのようにこの人権を守つていくのかという方向で考えていた

だければ幸いかといふふうには思つております。

○紀平悌子君 これは、その関係だけでなくて、こういうような現存する非常に矛盾した状態がある中で、もう一つ突っ込んでこの登録制度の問題を理想的にはどういふふうなあり方がいのかといふことで御所見があれば伺いたかつたわけです。

○参考人(床井茂君) この不法就労者、先生御指摘の不法就労者の問題を含めまして外国人登録制度を考えていくということになりますと、これは非常に難しいわけでございます。不法就労者にとつて外国人登録をするといふことは、すなわち退去強制に結びついていくことになるわけでは

ございません。つまり、国外追放といふことになりま

す。とみずから外国人登録はできないといふことになつてくる。その辺の矛盾をどういふふう

に考へていくのかといふことに帰着するのではないかと私は思ひます。

将来あるべきこの問題につきまして、外国人登録法上の問題としての考へていくといふことにつ

いては私はいろんな矛盾が生じることと思ひます。で、総合的に外国人に対する対策をどのように考へていくのかといふことの大きな枠組みの中で考へられるべき問題だらうといふふうに思ひます。

○紀平悌子君 ありがとうございます。

終わります。

○委員長(鶴岡洋君) 以上をもちまして午前の参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、長時間にわたり貴重な御意見をお述べ

午後一時開会

○委員長(鶴岡洋君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、外国人登録法の一部を改正する法律案を議題とし、午後は、国際基督教大学准教授姜尚中先生、弁護士新美隆先生、東北福祉大学社会福祉学部教授ジョン・W・ステイブンス先生に御出席をいただき、御意見を拝聴いたし

ます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙の中、本委員会に御出席をいただきまして、心から御礼を申し上げます。

皆様から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、本案審査の参考にさせていただきますと存じます。どうぞよろしく御意見を申し上げます。

次に、議事の進め方について申し上げます。

まず、参考人の方々から、姜参考人、新美参考人、ステイブンス参考人の順に一人十五分程度御意見を述べただきまして、その後、各委員からの質問にお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いしたいと思ひ

ます。

それでは、まず姜参考人からお願ひいたします。姜参考人。

○参考人(姜尚中君) 姜と言ひます。どうぞよろしく。

本日は良識の府である参議院に呼ばれて、意見陳述の機会を与えられ、非常に感謝しております。

私は、生まれは、個人的なことなんですけれども、熊本県に生まれまして、私の親類の中には旧戦争中にいゝゆる憲兵をしていた人物がおります。彼は一九四五年八月十五日に当然敗戦を迎えるわけですが、その間の経緯についての話を小さいころからいろいろな形で聞いたことがあ

ります。そのような非常に長い日本での在留という、旧植民地にかかわるような在留者に関するさまざまな法律についてきょう御審議のことと存じますので、私の意見を少し述べさせていただきます。

まず私の全体的な印象なんですけれども、今回の改正案について非常に厳しい言い方をいたしますと、お金を借りた債務者が、長い間お金を返してほしいという催促をしても返さずに、そして利子の一部だけでも今やつと返済しようとしているという段階ではないでしょうか。この利子の返済をもつてお金を返さないよりはいいだろうという議論があるかもしれませんが、やはりそれは非常に本末転倒な議論です。全体の印象はそういうことです。

したがって、結論から先に述べますと、私は附帯決議なり附帯条項に何らかの形で、将来的にはこの外登法の全面撤廃というものを入れていたきたい、これが単純な私の結論です。

なせそういうことを考えるかということについて三つの問題点と、それからその三つの問題点の根幹にある基本的な問題点、これは二つに絞ることができると思いますが、そういうことを述べつつ、最終的に、もっと広い角度から日本とアジアの関係について私の意見を述べさせていただきます。

まず今回の改正案を見ていくときに、第一番目に指紋の問題が出てくるわけですね。この問題については衆議院の法務委員会である御議論されたことと思いますし、大体の問題点は皆様も御存じのとおりと思います。要するに、指紋は、その制度自体は何ら変わっていないということだと思ふのです。制度自体は何ら変わっておりませんし、いわゆる永住権者に対して指紋を押さなくて済むという、それが非常に大きな改正案の目玉になつてゐるわけですけれども、実態的にはこれは、いわゆる永住権者の子孫というものは年間大体一万人前後で、そういう人々は指紋を押さなければならぬ外国人の中でたかだか六%ないしは

七割にすぎません。そういう点から見ますと、指紋を支えている基本的な考え方というものは全然変わっていない。まず、ここが私は最大の問題点だと思います。

それから第二番目に、外国人登録証の携帯及び提示義務についてです。これはやはり私は基本的には、悪い言い方をすれば犬の鑑札だと思うのです。南アフリカ共和国でも、アパルトヘイトをやっているあの国でさまざまなそういう登録証に類似した携帯義務等々厳しい条項があると言われてきました。日本においてもこの登録証の携帯、提示義務ということは一貫して変わらない。

しかもこの改正案を見ましても、いわば携帶義務に違反した場合の罰則というものは刑事罰になつてゐるわけです。これも衆議院でゐる議論されたとおりです。私は、その禁錮あるいは懲役一年以下、さらに二十万円以下の罰金、これは日本の場合の住民基本台帳法に定められているさまざまな規則違反、五千円以下の過料に比べると非常に重い罰則だと思ふのです。なぜそういうことまでしなければならぬのか、私は非常に理解に苦しむわけです。

さらにその二つの問題点から三つ目には、私は、やはり基本的に日本人と外国人というものを根本的に二つに分け、そして外国人の中でもさまざまな幾つかの差別をつくるという、非常に差別と監視、こういう考え方がこれを賣いていると思います。これは、はつきり申し上げて非常に刑事警察的な発想、あるいはその技術というものが一貫してそこに賣かれている。

日本人の場合には、御案内のとおりいわゆる戸籍法、住民基本台帳法に従つて一応さまざまな登録というのが行われているわけです。それに對して永住権者に対しては、家族登録、さらには署名、写真ということで、今回代替措置がとられるようになりました。しかしながら、考えていきますと、永住権者以外に非永住権の外国人がいるわけで、その場合の一年以上の滞在者に関しては指紋制度というものは一貫して生きているわけです。した

がつて、外国人の側の中にも幾つかの差別をつくるといふ、そういう発想がここに貫かれていると思います。

私は世界のGNPの十何%をつくり出している経済大国日本にしては余りに貧弱な、正直申し上げて恥ずかしい法律ではないかなと思うのです。やはり基本的には内外人平等、そして人権の立場から明確な法を支える基本的な原理を明らかにし、その上に立脚して、運用の具体的な局面においては幾つかの差別をつくらざるを得ない局面もあるでしょう。

しかしながら、私は、今回の改正案の中から基本的なポリシーというものが見えてきません。やはりこれは正直申し上げると、法務官僚、具体的に言いますと検察庁を中心とするような今までの管理制度のシステム、あるいは技術的な方法、こういうものを何とか維持したいという非常に現状維持的な発想から生まれてきた。そういう点では、私は政治の明確な見識というものが生きていないと思うのです。そういう点を私は三つの問題点として指摘しておきたいと思うわけです。

最後に、この三つの問題点が一体どこから来るのか、私は、それはやはり二つの問題点に最終的には帰着すると思うのです。

第一点。それは、なぜ内外人平等でないのか、つまり、外国人に関しては何らかの形で差別を設けてもいい、あるいは違うという考え方、その根拠は一体どこにあるかということです。これは衆議院の法務委員会、要するに外国籍を選択しているということは、外国に対してロイヤルティ、忠誠義務を持っているからだという御議論がありました。実定法を云々するような局面において、その忠誠心という非常にわけのわからない、あいまいなこともとした心理的な要因を持ち出し、それによつて外国人と日本人とを区別する根拠にしよう、という論拠は、これは非常にあやふやな議論です。

例えば、日本の若者の中に、日本が侵略された場合に、国を守りたいという人間よりは早く外国

に逃げたいという人がたくさんいるわけです。こういう若者は、じゃ忠誠心がないわけですから、外国人扱いということになります。いかがでしょう。まさしくこれは非常にばかげた議論です。あるいは、例えば多国籍企業が海外に自分たちが進出していく、そうすると日本の雇用状況は非常に悪くなります。そうすると日本の経済を悪くするわけですから、この多国籍企業に勤めている社長さんや重役さんは忠誠心がないことになる。いかがでしょうか。全くばかげた議論によって日本人と外国人を分けている、その忠誠心という根拠が私にはわかりません。

我々は、日本に定住して日本に対しても愛着を持つております。少なくとも社会に対しては。さらに国際化の局面の中で、いわゆるハーフとか、あるいは二重国籍者がたくさん出てきているわけです。これは、現実の問題として人間の動き、資本、技術、さらには労働者等々が国境を越えていろいろな相互依存関係に立っております。そういう社会において、非常に前近代的というか、そのような発想に従つて日本人と外国人を身分法的に分ける考え方、これは私は早晚内外からの批判に遭つていつかは撤廃ないしは是正に向かわざるを得ないと思います。

現在の日本は、私は外登法の問題だけではなくして、さまざまな局面において内外の圧力によって少しずつ今までのようなシステムを変えなければならぬ局面に來ていると思うのです。こういう事態に関しては、私は官僚によつてではなくて政治家によつて明確なポリシーを打ち出し、そして自分たちの意思に基づいてはつきりとしたポリシーのもとに内外に、こういう観点から我々はこのような形で日本に居住する外国人に対しては対処していきたい、そのようなメッセージをはつきりと私は出すべきだと思うのです。そういう考え方が今回の改正案にはほとんど生かされていない。したがつて、忠誠義務という非常にあいまいな、これは小学生が考えても非常におかしい議論だと思つております。そのことをまづ一つ申し上げ

けておきたい。

それから第二番目に、日本国家は主権国家である。いわば主権国家である以上は国家主権に基づいて日本国内に居住する外国人に関して合理的な理由の範囲に従って何らかの差別を設けることは妥当性があるという議論があると思います。

しかしながら、どうでしょうか、皆さん。日米の構造摩擦、構造協議で、これは日本の主権国家の管轄事項をアメリカがいちやもんつて起きているわけですね。つまり、主権というものを盾に等しいわけですね。少なくともこれは何十年前であれば戦争が起きているでしょう。現在は戦争は起きているわけですね。つまり、主権というものを盾に十九世紀的な発想で、現在の我々の社会、しかも日本のように経済大国においては主権国家の純粋性というものはもう崩れているわけですね。さらには、国境を越えたさまざまな問題がございます。したがって、主権を盾にとつて、そしてその絶対性を立脚点として外国人に關してさまざまな差別規定を設けることが合理的であるという判断は、私は世界の趨勢に合わないと思います。

日本は少なくとも、これほど大きくなった経済大国としての国家の一つの威信なり、あるいは風格というものが私は必要だと思ふのです。個人にも国家にも私は風格というものがあつて思ふのです。大きくなれば大きくなつたでそれに対応するいわば名譽とそして風格というものが必要なのではないかと。そこには、何らかの形で今申し上げたような主権国家という十九世紀的な発想から脱却して新しい事態に積極的に対応できるような指針を打ち出す必要があるのではないかと思ふます。それが私の全体的な、基本的な考え方です。

さらに最後に、一つだけ申し上げておきたいことは、PKOの問題が非常に巷間にまわっていることと存じます。この外国人の登録法についてはもう非常にマイナーな問題として議論されているのではないかなと思ふますが、私は国際貢献というものを言うならば、日本の中のアジア、アジアの中の日本という基本的な観点に立てば、PK

Oの問題もあるいは日本の中のアジアとしての外国人登録法の問題も根つこは同じです。この外国人登録法の発生、さらにはその対象になつてゐる人々を考えますと、圧倒的にアジア系の出身者が多いわけですから、この外国人登録法において差別規定を設けてゐるということは、実は日本とアジアの關係がどのような關係であるかということをおいひ集約的にこの外国人登録法はあらわしてゐるのじゃないでしょうか。

私は、日本が国際貢献ということを言うならば、外に人を出す以上に日本の中のアジアに対して日本という国はどのように対応していくのか、それがまずあつて初めてアジアの中の日本という国際貢献論というものが出てくるのじゃないでしょうか。そういう観点から、良識の府である参議院において末梢的な技術上の問題にとどまらず、もう少し広い観点からこの問題について御議論願ひたいと思ひます。

以上です。

○委員長(鶴岡洋君) どうもありがとうございます。

次に、新美参考人をお願いいたします。新美参考人。

○参考人(新美隆君) 参考人の新美でございます。

ふだん法廷はなれておりますが、こういう場合はなれませんので、少し混乱するかもしれませんが、私の意見を申し上げます。

私のこの外国人登録法とのかかわりというのは、一九八〇年の九月に、東京の新宿区で指紋捺捺を拒否した韓宗錫君という在日韓国人の弁護活動を通じてでありました。その後、一九八五年の五月には、川崎の李相鎬君という在日の押捺拒否事件も担当しました。この八五年前後には、約一万を超える人たちが押捺を拒否したり、押捺を留保するという宣言をしまして、指紋押捺問題に代表される、この外国人登録法の差別性というものがいわば初めて日本人の多くの人たちの前に問題として提起されたわけですね。

外国人登録法の問題は、指紋制度の問題だけではなくて、八五年以降法務省当局の方で押捺拒否者に対して嫌がらせとしか考えられないようなさまざまな制裁措置を実行しましたので、私は指紋制度についての法廷活動だけではなくて、再入国問題をめぐる種々の問題にもタッチをいたしました。一九八〇年代の約十年間を通じて外登法の問題について自分なりに研究もし、考えてきたものであります。

私が、一九八〇年の当初に、指紋押捺問題について考え始めた際には、外国人登録法の研究というものはほとんどなされてない状況でした。もつと大きく言いますと、外国人登録法の領域である在日の外国人にかかわる法的な問題については、政府当局者のレポートはありますけれども、在野の、それを批判的に見ようとする研究というのは今日ほど一般的ではありませんでした。つまり、指紋の裁判を通じて、指紋制度に代表される外登法というのが、どういう歴史の中でこのような形になったのかというのを最初から学ばざるを得なかったわけですね。

今回の法案の問題点につきましては、技術的な問題をも含めればいろいろありますが、時間の関係もありますので絞つて意見を述べたいと思ふのです。

一つは、先ほど姜先生がおっしゃったように、この指紋押捺制度の存続という点であります。

政府の提案説明にもありますように、今回の法改正案を準備した直接の原因というのは、日韓の九一年協定をめぐり九一年一月の政治決着でありました。私は、九一年一月の日韓協定が発表された時点でこの内容を見まして、率直な感想として、これで外国人登録法の指紋制度も息がとめられたというふうに感じました。

どうしてそのような感じを受けたかといいますと、今や既に多くの人が御存じのように、外国人登録法の指紋制度は、その立法の経過からも明らかのように、朝鮮人に対する治安取締法でありました。日韓協定でその本体について指紋制度を外

す以上、残りの外国人にだけ指紋を維持するというのは、これはとてもあり得ないことだというふうに私自身踏んだわけですね。

ところが、昨年の秋から暮れにかけての新聞報道などを見ますと、指紋制度が全廃されるのか、全廃でないのか、二転も三転もいたしました。この内幕については、吉田類さんという方がお書きになった「指紋はなぜ残ったか」という「世界」の本年三月号のレポートに大変詳しいものがあります。

結果としては、指紋制度は残ったわけですね。なぜ残らざるを得なかったのか。この理由を考えてみますと、私はこの八〇年代を通じて多くの人が叫び訴えてきたその思いや感じというものが、いまだ立法府には真の意味で理解もされ到着もしていないというふうに感ぜざるを得ないわけですね。

八〇年代の日本の裁判所の判断を通じて、指紋が一つのプライバシーであり、一個人の人權であるということはもはや確立された法判断であると思ひます。ところが、今回のこの立法をめぐりいささかの中で、指紋を在日外国人の人權の問題としてとらえるという視点というものが欠落しているというふうに私は感じるのであります。なぜ二国間の協議の結果がそのまま人權問題にかかわる立法になつてしまふのか。人權というのは政府間の協議で決めるものでありましかうか。指紋問題というのは指紋を押すかどうかという事務的、技術的な問題ではないと思ひます。

一九八四年の九月十七日に出された東京地方裁判所の判決があります。この判決は、私が弁護人であつた事件に対する東京地裁の判決であります。この判決が言うように、指紋問題とは要するに外国人の同一人性の確認の必要の度合いというものをどのように考えるか、技術的にはそういう点に尽きると思ひます。しかし、これは翻つて考えてみれば、外国人をどのように見るか、どのように考えるかということであります。先ほど姜先生もおっしゃつてゐるように、なぜ外国人だけが

指紋を押さなければならぬのか。そのようなときに、その外国人というものを、私たちも含めて、日本というものはどのように見ていることになるのか、この点を私たちすべてが自覚する必要があると思うわけであります。

指紋は、繰り返し言われておりますように、万人不同・終生不変の絶対的な手段であります。最近法廷の実務においてもデオキシリボ核酸の型の鑑定というものが議論になっておりますけれども、これはまだ確立されたものではありません。それに対して、指紋は既に確立された同一人性確認の絶対手段であります。

なぜ外国人だけがこのような絶対的な手段で確定されなければならないのか。この点について、これからの立法の準備の議論ではなくて、既に存在をしている指紋制度の合理性なり必要性について、従来いろいろな主張が特に法務省当局からなされております。

代表的なものは、外国人というのは一般に在留期間が短くて係累も少ないから日本への密着度が乏しい、だから同一人性の確認が容易ではない、これが一つの理由でもあります。さらに、より利益を受ける長期の在留者に短期の在留者が成りかわる可能性があるから在留に利益を得る外国人からは指紋をとる必要があるとか、指紋は日常的には使われなくてもいざというときに使えればいい、そういうバックアップの機能を有するとか、あるいは指紋それ自体の効用ではなくて、外国人登録制度の中に指紋があることによって偽造や変造に対する心理的な抑止力があるとか、およそ考えられるいろいろな主張がなされてきました。

指紋というのは絶対的な手段でありますから、その効用を取り締まりや管理、把握の面から分析すれば、確かにいろいろな理由づけができるでしょう。しかし、問題は、指紋までとって外国人を把握しなければ安心できない、そのような思想とか考え方というのはどこから出てきたのかということであります。

弁護士実務の中で、憲法の人権にかかわる議論

をする際には、よく立法事実論ということが最近言われます。要するに、ある法律の憲法審査を尽くす際には、その法律の条文の字面だけではなくて、その立法がなされるに至った社会的な経済的な政治的なものもろの事実関係というものを考慮に入れた上で立法審査というものを尽くすべきであるという考え方であります。これは裁判所の憲法審査の考え方だけではなくて、むしろ立法府の審査に当たっても有益な考え方であろうというふうに思うわけであります。

指紋制度の導入の立法事実が一体どういうものであったのかについてだけ簡単に申し上げておきたいと思ひます。

指紋制度の導入を公式に政府に対して勧告したのは、一九五一年の国会における行政監察特別委員会の八月十五日付の報告書であります。この行政監察特別委員会は、日本の立法審議の中では異例なほど大規模な調査をしました。委員が全国各地に出かけていたり、繰り返し証人や参考人の事情聴取もした上で指紋制度の導入を勧告したわけであります。

このときの指紋を導入せざるを得なかった理由というのは、朝鮮半島からの密入国者の取り締まりということに尽きたわけであります。

一九五二年四月の「警察時報」という雑誌に国警本部警備課の担当者が次のように書いております。在日朝鮮人というのは百万を既に五一年段階で超えていたはずだ。しかし、五一年十月末の登録人数というのは五十六万人しかない。すると、約四十万人近くが不正規在留者として我が国に存在をしていることになる。この人々をどうするか。

こういう発想がこの五一年段階での警察及びこの特別委員会の発想でもありました。

一たん日本社会に潜り込んでしまったこの不正規在留者、不正規居住者をどのようにしてあぶり出していくのか、当時は朝鮮戦争下でもありましたが、これは同時に防諜の目的も持っておったわけであります。ここで指紋が導入されたわけ

あります。当時は、一人の密入国者でもこれを見逃せば国家の利益に対して取り返しのつかない不利益があり得るというこの発想に縛られておりました。そのために、外国人登録証明書に従来の写真だけ張ってあったのを指紋をも加える、そして法務省入国管理局ですべての外国人から押された指紋の原紙を切りかえ年度ごとに照合して鑑識をする、それで一たん潜り込んでしまった不正規在留者をあぶり出し、選別していくというのがこの五二年以降の指紋制度の実質でありました。

ところが、五五年以降の指紋制度の体制というのは、一九五八年に日中貿易を促進するために一年未満の在留者の指紋免除を政治的にせざるを得なかったことによつて大きな一角が崩れただけではなくて、実際にもそのような人員と費用をかけての効果というものはあらわれませんでした。そして、ついに一九七〇年には指紋照合の体制というものを法務省当局は中止しましたし、七四年には法務省にとつて最も重要な指紋原紙の省略通達まで出しておりました。このころには既に、人権とかそういうものを仮に外したとしても、指紋制度の効用というのは終わっていったわけであります。この時点で法務省当局は事態を明らかにして指紋を廃止すべきであった、歴史的に考えるとそういうことが言えるのではないかと思うわけであります。

現在、過去のアジアに対する日本の侵略とか植民地支配の見直しの問題、克復の問題、補償の問題というのがいろいろ問われております。

一九五二年、占領から脱すると同時に我が国が自前で外国人登録法を立法したときに、日本の制度の中では初めて行政制度としての指紋制度を導入してしまつたというのには、ある意味では不幸な、誤つた出発であつたというふうにも考えざるを得ません。指紋制度は、現在の自衛隊と同じように朝鮮戦争の落とし子であります。

○委員長(鶴岡洋君) 新美参考人をお願いしますけれども、全体のバランスもごさいますので、簡潔にお願いします。

○参考人(新美隆君) その戦争下において、また当時の特殊な状況下において初めて可能とされたこの指紋制度がその後数十年の長きにわたつて存続してきてしまつたということ自体が、戦後の我が国のアジアを初めとする外国に対する姿勢というものをあらわしているのではないのでしょうか。

今や大きく歴史の振り子が振れて、もう一度私たちが日本の戦後史を改めて見直さなければならぬときに指紋制度を維持するという決断というものは、これは大変重大な決断であらうというふうに思うわけであります。導入をする際のあれだけの立法審査というものが、その後の改正の都度きちんと審査がされておれば、先ほど申し上げたように、七〇年の段階でこの指紋制度の問題は大いに見直しの機会を与えられたはずであります。

ところが、今日まで残つてしまつたことについては、よく裁判所が、裁判所は事実資料の収集については制約があるから最終的には立法府に任せてほしいということで立法裁量論というのを繰り返して持ち出されます。しかし、果たして今その裁判所から任された立法府がそのようなきちんとした審査というのをなさつておられるかどうか。

永住者や特別永住者以外のいわゆる一般外国人三十二万人に対して指紋制度を維持するというのは、この一九九二年の段階で五二年当時の日本の外国人に対する物の見方を今改めて引き継ぐという、そういう役割を果たします。そういう意味では、これは一外国人登録法の問題ではなくて、今後の日本が進むべき大きな試練と言えます。一たんつくられた制度を改めるといふのは、これは大変勇気が要ります。しかし、その勇気が今の日本社会、日本政府には問われておるといふふうに私は考えるわけではあります。

簡単にござりますが、私の意見を終わります。

○委員長(鶴岡洋君) どうもありがとうございます。次に、ステイブンズ参考人をお願いします。東北



福祉大学のジョン・ステイブンスでございます。

私は、アメリカのシカゴ出身ですが、一九七〇年に女房と子供を連れて、仏教、東洋思想、日本文化の研究のために日本にやってきました。最初の予定は半年ぐらゐの滞在予定でしたが、何回も滞在期間を延長して日本の生活も十九年になりました。

子供は四人おりますけれども、上の三人は幼稚園から高校まで日本の教育を受けました。ことし長男が仙台の美しい女性の方と結ばれて、次男の彼女も長女の彼女も日本人ですから、子供は三人とも国際結婚になりそうです。四番目、三男ですけれども、仙台で生まれて日本製です。女房の方は熱心に茶道、お茶のけいこをしまして、裏千家から茶名をいただきました。仙台で国際茶道教室を開きました。私の方は、日本文化を専門にしております。特に武道に興味を持ちまして、すばらしい日本人の先生に教わって合気道師範の資格を取りました。今、国内と海外で、日本の心と合気道を力いっぱい宣伝いたしております。

こういうふうに、我が家族はみんな日本を大好きです。しかし、皆は、指紋押捺及び登録証明書常時携帯制度は大嫌いです。私は外国人登録法に従って四回ほど指紋を押しておりますけれども、いつも、犯人ではないのになぜこのことが必要なのかと感じました。女房と子供も、僕の外国人の知り合いも、皆同感です。外国人だけじゃなくて、私の日本人仲間もこの外登法に賛成しません。

登録証明書常時携帯制度の問題について、私の長男が高校時代に町で遊んでいたところ、お巡りさんが突然に、君の外国人登録証明書を見せてくれと命令しました。高校生ですから、長男はふだんその証明書を携帯して歩きます。それでお巡りさんが、いけないんだ、違法だと言ったので直接に交番に連れていきました。警察の方が私に連絡しまして、私が交番に行ったときに、私の息子は悪いことをしたんですかと聞くと、はい、外国人

登録証明書を持っていないんだと答えました。それだけですか、学生ですから別問題ではないのでしょうか、簡単に注意すればもう十分じゃないでしょうか、私がこういうふうな言うのと、外登法違反です、法律違反ですとだけ返事をしました。そのとき、私も長男も、これは人種差別だ、人権じゅうりんだと強く感じました。いかがでしょうか。

日本に滞在する外国人の一〇〇％近くがこの指紋押捺及び外国人登録証明書常時携帯制度を廃止されるように望みます。そして、よく調べると、この外登法については日本国憲法の十三条に対して憲法違反に思っています。この問題について法律よりも常識、物よりも心が必要だと思います。普通は日本の政府が外圧によって動きます。反応します。だから、ほかの国の立場から日本政府と日本人が小さく見えます。この問題について、外国人の反対運動に対して取り扱おうじやなくて、日本人側から積極的にこの制度は余りよくないんだ、国際社会の中で意味が余りないんだ、一発で全廃しようと言われまして物すごくプラスになります。そういうふうになればほかの国から日本人は大きく見えます。日本は国際人権運動のヒーローになるかもしれないです。これから長期滞在する外国人と永住権の持てる外国人に対しては、一回だけ簡単に登録して日本に自由に出入りできるような制度がありましてよろしいと思えます。政治的に常識的に経済的に理想の制度じゃないでしょうか。

もう一つのお願があります。外登法に直接に関係ありませんが、いずれこの法務委員会に出る問題になると思います。私のような外国人が何年間滞在中でも、幾ら税金を払っても選挙権を持っておりません。選挙権はもちろんな自由の権利ですが、外国人に選挙権を与えるような制度がありまして大変よろしいと思えます。よろしくお願います。

私は、法律の専門家ではないですが、この言葉は好きです。オール・イコール・アンダー・ザ・ロー。法律上すべての人間は平等です。失礼しました。以上です。

○委員長(鶴岡洋君) どうもありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。それでは、これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野村五男君 自由民主党の野村五男でございます。参考人の諸先生には御多用中にもかかわらず本委員会において貴重な御意見を述べいただき、まことにありがとうございます。

最初に、新美参考人にお尋ねしたいと思います。

日本人と外国人、特に在日朝鮮人等との法的地位の相違についてはどのようにお考えでしょうか。日本人、すなわち日本国民は日本国の構成員であり、日本国とは国籍という深い関係で結ばれており、当然に日本国に居住し、日本国の法秩序のもとで自由に活動することができるとのことであります。他方、外国人は、日本国と国籍という関係はなく、たとえ在日韓国人・朝鮮人にはいろいろ歴史的な経緯があるとしても、それぞれ大韓民国あるいは北朝鮮の構成員という関係にあると考えられます。

この日本国民と外国人との違いから、種々の行政あるいは法的な関係において、それぞれの行政の性質によって日本国民と外国人とは日本国憲法あるいは日本国の法秩序のもとで相違があることは当然と考えられ、日本国民と同様な関係にある場合もあるし、また日本国民と異なる場合もあると考えられます。内外人平等という議論をする方もありますが、すべての法律関係で日本国民と外国人とが同じということではないと思われま

す。ところで、国際法上、外国人の入国や在留といったことは主権を有する国家の権限に属すること

とされておりますので、日本国の行政上の必要性がある場合において、いわゆる内外人平等ではなく、日本国民と外国人との間で相違のある場合もあると考えられますが、先生のお考えはいかがでしょうか。

○参考人(新美隆君) 今、野村先生のおっしゃった点については、実は裁判の中でも常に出た問題であります。国民と外国人の基本的地位の相違という言葉が、裁判の中でもいろいろと言われております。しかし、翻って、そのような基本的な地位の相違の実質というのは一体何であるかというふうな考えてみましたときには、今の日本国憲法を前提にしてその差異というものを考えるしかないわけでありまして。もちろん、日本の歴史や風土に対する日本人としての愛着という問題はこれは当然のことでありまして。しかし、法的な差異を設ける際に、特にこれが人権の問題にかかわった場合には、果たして日本の憲法というのはどういうものとしてその差異というのを予定しておるのでしょうか。

先ほど参考人の方からも言われましたし、また衆議院の審査の中でも出てきました国家に対する忠誠心とかいうものを基準にする、それを具体的な基本的地位の差であると、その内容として説明するという方もおられます。しかし、日本は既に戦争を放棄し平和主義に徹し、戦争に対する国民の義務というものは一切うたてられておりません。そういった中で人権の保障というのを国家の最終の目標にしておるわけでありまして。問題になつてくるこの差異が議論をされる場合には、人権について外国人は日本国民ほどは保障されなくてもいい、場合によれば日本国民が享受すべき人権をある一定程度は制約されてもいいという、その議論の中でこの差異の問題というのが持ち出されるわけでありまして。

私は、人権の本質からすれば、国籍による差別というものは二十世紀の今日においては疑わしい差別である、よほど合理的な理由がない限りはその差別というのは合理化されないというふ

うに考えるのが今の国際人権の流れに沿った考え方だろうと思うのです。もちろん文学的な方面とかいろんな歴史的な方面で日本人と外国人の差異を強調するというのは、これはこれで結構でしょう。しかし、権力的にある人の自由とか人権というものを制約する根拠としての国籍というもののについては、非常に現在ではそれは総体的に小さくなっている。それを一つ一つ問題にされた人権の類型に従って私たちは検討をしていかなければならないのじゃないかと思うわけであります。一般的に言えばそういう考えであります。

○野村五男君 ありがとうございます。

それでは姜尚中参考人にお伺いいたします。

韓国では外国人登録制度はどのようになっているのでしょうか。また、指紋押捺や常時携帯制度はどのようになっているのか、御説明願います。

○参考人(姜尚中君) 私は法律の専門家ではないので、専門はもとと政治学なもので不案内なところがあるかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。

私が知っている限りは、大韓民国つまり朝鮮半島の三十八度線の南を一応所轄している国家においては、指紋押捺制度に関して、私の記憶ではたしか一九六八年だったと思いますが、まず、いわゆる韓国人というか要するに自分たち、韓国国籍を持つている人間から最初指紋押捺制度を導入した、そして、やがてそれを外国人にも適用したのであります。

差異は、内外人に対して一応指紋制度をそのまま適用しているということですね。

私は、この点については新美先生が詳しいと思いますけれども、日本においても本来は日本人にも指紋制度を適用するという考え方が当初あったはずなんです。しかし、私の聞くところによりますと、いわば皇族方にも指紋を強要するのかわという議論があつて、そこから立ち腐れになつて外国人だけは指紋というふうになつたと聞いております。そういう経緯があつたということだけ伝えておきたいと思ひます。

○野村五男君 もう一点、姜尚中参考人にお伺いします。

長年日本に居住している在日韓国人等と新規に日本に入国した外国人とを、外国人登録法上異なつた扱いとすることについてはどうお考えになりますか。

○参考人(姜尚中君) これは非常に難しい問題で、基本的にはまず普遍的な原則で網をかけて、そして歴史的な経緯や実態に即した差別化というよりは区別を設ける必要があるならば、それが極めてリーズナブルで合理的な判断根拠に基づいていれば私はそれは少なくとも法実務上仕方のない局面もあるのではないかと。したがつて、まず内外人平等、そして人権の観点に立つて、ニューカマーも、そして我々のように戦前から居住している旧植民地出身者の子孫に対しても、まず基本的な原則はこれでいく。そして、その上で居住の実態やあるいはさまざまな生活上の歴史的な経緯を踏まえて法の運営や実務上に何らかの区別ができるということに関しては、少なくとも現時点においては現実的に仕方のない局面もあるのではないかと。

ですから、私は、もしそこに差別あるいは区別を設けるとするならば、その前提にまず普遍的な原理原則で網をかける必要があるということだと思ひます。そのことが恐らく海外の国々に対しては納得のいく議論になるのではないでしようか。

○野村五男君 ありがとうございます。

次に、ステイプンス参考人にお伺いいたします。

米国には外国人が登録をするという制度はあるのでしょうか。また、指紋押捺や外国人登録証常時携帯制度はどのようになっているのか、御説明願ひます。

○参考人(ジョン・W・ステイプンス君) 私も法律の専門家ではないですけれども、多分アメリカの場合はパーマネントレジデント、永久権の場合には多分指紋をとると思ひます。あと、ハワイ州の場合は運転免許を取るときやつぱり指紋をとられるんですよ。アメリカでも州によつて、場所によつては多分とると思ひますけれども、あれよくないと思ひます、個人的に、アメリカ人として。

○野村五男君 ありがとうございます。

それでは、最後に姜参考人並びにステイプンス参考人二人にお伺いいたします。

東京新聞のサンデー版に毎週日本人と国際結婚された方の感想等を掲載した「ニッポン新暮らし事情」という連載物があります。両先生ともお読みになつたかもしませんが、その四月二十六日号で、フランス人の母親とポーランド人の父親の間に出生された岡田ナディアさんの発言が載つております。それによりますと、ナディアさんは指紋押捺について、「ちよつとは手は汚れるけど、絶対に悪いことではないから平気でした。日本に住む以上、日本の習慣やマナーを守るのは当たり前と思うから」と単純明快に述べていらつしやいました。

姜参考人及びステイプンス参考人両先生とも指紋押捺の経験がおりかと思ひますが、決して全員が屈辱的と感じていらつしやるわけでもないというところであらうかと思ひます。押捺を全廃しても行政上支障のない手法の開発が期待されるのです。ナディアさんの発言への感想も含めて、今回の法案に対する最終的な両先生の評価をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(姜尚中君) まず、私の個人的な経験か

らお話しいたします。

私は、熊本市のある市内の中学におりまして、中学三年のときに教員からちよつと来てくれというところで、それでどうやら市役所に行つてくれということなのでした。忙しいときに、受験を控えて何だろうと思つて行きました。そして、そのとき初めて指紋というものにお目にかかつたわけですから、私にとっては、いわば一言で言うところには、非常に暗い思い出ですね。

それは、今御案内のとおり、非常に主観的で心理的な判断、しかもそれは極めてマイナーなケースでしよう。マイナーなケースをもつて全体を類推するということは非常に私は本末転倒だと思ひますし、それから、今指紋制度が日本の慣習及び伝統に近いような御発言でしたけれども、法律というものは、とりわけこの指紋制度あるいは外国人登録法というものは、御案内のとおり、一九四〇年のアメリカにおける戦時立法として成立した外国人登録法が母体になつております。私は、その観点からちよつと意見を述べさせていだいて私の感想にかえさせていだきます。

私は基本的には、先ほど新美先生からお話もありましたとおり、日本の外国人管理からさまざまな制度の全体が三〇年代に大体つくられてきたと思ひます。私の言葉で言えば、統制経済下でつくられたいわゆる日本のシステムと言われているものが戦後、改革の不徹底の中でそのまま生き残り、そして今日まで受け継がれてきた。それは基本的にいいと思います、いわゆる旧内務省は崩壊しましたけれども、旧内務省の発想で行政官制、過剰介入、規制をやろうとする。実はこれが、日本がまだスケールが小さいときはよかったのですけれども、現在のようないろんな世界の大規模な経済大国になつてきますといろんな問題点がそこから出てきています。

私は、戦争をてことして進められてきたそのような制度というものが冷戦の崩壊の中でもうにちよつとちよつとなくなつていっていると思ひます。その端的な例が社会主義ソビエトの崩壊で、日本も

ある意味においては、統制経済下につくられた基本的な発想法、つまり行政国家的な発想法というものがある。その一つとしてこの外国人登録法があるわけだ。そういうものは早晩私はほころびてくると思いますが。したがって、これは一九九五年、戦後ちょうど九半世紀たちます。三年かけて一九九五年までにはこれを全廃し、そして住民基本台帳法に準ずる別個の法体系をつくり、そこにすべて任せ、そして外国人についての住民サービス等々を私はやるべきだと思うのです。

基本的に、国籍によってオール・オア・ナッシングという考え方が実はいかにいい議論かというところは、外国人も実はタックスを払ってあります。つまり、税金を払うということは公共の負担を率先していわば担っているということなんです。御案内のとおり、ヨーロッパにおいて市民革命はすべてタックスから始まっています。まさしくこれによって初めて権利と義務が発生し、そして公共の福祉を担える住民、市民として生活ができるわけなんです。もし国籍云々の議論だけでこのタックスの問題をいわば避けて通るならば、それは極めて片手落ちな議論なんです。

つまり、タックスを払っているということはある社会の構成員であるということです。もし、タックスについて義務を平等に課し、権利に関して何らかの差別を設けるとするならば、私は、逆に言えばタックスについては半分にしていた方がいい。義務も半分だけれども権利も半分というなら、まだ話はわかります。フェアです。私は基本的に、タックスを払い、ある社会の構成員として合法性の枠の内部で日々、日常の生活の糧を得ている人間は社会の仲間である。

それから、最後に私の個人的な感情を申し上げます。もし日本という国が実に理不尽な理由で他国から侵略された場合、私は、先ほど例に挙げました日本の若者のように、海外に逃げることはほろぼすなと思っています。日本国内にとどまって非軍事的手段において徹底的に抗戦すると思っています。し

たがって、私の方がはるかにロイヤルティーがあるということですね、少なくとも国家に対しては。やなくて日本の社会に対して。これは必ずしもアブノーマルではなくして、人々の生活の本拠がそこにある限りにおいてはその社会の構成員であり、そして立派に一つの仲間であるという観点があれば、国籍によるオール・オア・ナッシングという考え方、これがいかに狭い、そして実態のないものであるかということはおわかりになるのじゃないでしょうか。それが私の基本的な感想です。

○参考人(ジョン・W・ステイブンス) 個人の体験ですけれども、この前おっしゃったように、指紋を押すときはやっぱ嫌ですね、すごく。要するにその制度をなるべく早くやめれば本当に日本に対してプラスになると思いますよ。物すごいプラスになりますよ。それだけです。

○野村五男君 終わります。

○千葉景子君 本日は、姜参考人、新美参考人そしてステイブンス参考人、貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございます。

今、三人の参考人からのお話を伺いまして、いわば大変厳しい私たちにとっても御意見ではなかったかというふうに思っています。きょうは法務省からも担当の方もお見えのようですけれども、行政として私たち立法にかかわる者にとっても大変厳しい御意見をいただいたと改めて認識をさせていただいたところでございます。

ちょうどお三方の御意見、いろいろな面で重なり合っているように思います。御指摘があったかというふうに思います。姜参考人からいただきました御意見、やはり基本的に政治の見識といたしましては、ポリシーが見えてこない、これは確かに今のこの外資法の審議のみならず日本の政治すべてに当てはまることではないだろうか、そんな感じもいたします。それから新美参考人からは、人権という問題に対する基本的な考え方を教えていただいたような感じがいたします。人権というものは

が政府間の協議とかあるいは多数意見などで左右をされるものではない、こういう御意見もあつたかというふうに思います。また、ステイブンス参考人からは、やはり国際人といいますが、国境を越えた新しい私たちのこれからの生き方、こういうものをやはり指し示していただいたんではなからうか、こんなふうにも感じているところでございます。

そこで、もう既にそれぞれの御意見の中にその思いといえましょうか、基本は尽きているのではなからうかというふうに思うのですが、何点か今後の私たちの審議あるいは方向づけ、その参考にもさせていただきたいというふうにも思いますので質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、お三方にそれぞれお伺いをしたいというふうに思うのですけれども、お三方とも指紋制度というのはもうこれは廃止をすべきだ、こういう御意見であつたかというふうに思います。私も本来、在留している外国人の皆さんに対してはやはり内外平等の原則で同じ人間として対応していくべきであらう、とりわけ行政の対応のあり方、これは今後厳しく考えていく必要があるのではないかと今後に思っています。今回の外国人登録法を考へるときに、日本の住民票などと比較をいたしましてやはり治安的なあるいは管理的なもので、日本人として外国人を差別する、そういう観点が大変強いように私も認識をしている一人でござい

ます。そういう意味で本来、在留されている外国人の皆さんに対する行政のあり方、これをどのようにならしていかうか、特に日本の住民票などとの比較もあわせて今後どのようなシステムを検討すべきとお考えか、その辺についてそれぞれお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○参考人(姜尚中君) 先ほど申しましたとおり、私、法律家ではございませんので少し素人的な考えになるかもしれませんが、先ほど野村先生、御質問にちよつとお答えしましたが、基本的

には私は住民基本台帳に準ずる一つのシステムをつくるべきじゃないかと思っています。

今回の改正案では家族登録それから署名及び写真というところが出ていますけれども、基本的に私は日本人として永住権者とは非永住権者の大体この二つに分けて、そしていわゆる定住外国人に関してはその住民基本台帳法とそれから非永住権者、その中間にいわばグレイゾーンにあるのじゃないかと思えます。それを基本的には住民基本台帳法に準ずるような法システムの中にすべて組み込んで、そして法務省の登録課の方々もいろいろとお仕事がたくさんおありになるでしょうから、それをすべて地方自治体に任せるということ

ですね。つまり、住民としていわば定住外国人を見ていくということです。基本的にはそこからタックスということも発想が出てくるわけですから。そしてその上で私は、やはり罰則規定に関しても住民基本台帳法にあるような秩序罰といいたし、つまり過剰程度に済ませるといいうことですね。そして、社会の構成員としての住民行政サービスにかかわるさまざまな情報をそこから引き出すために必要なシステム、ですからいわば刑事警察的な性格から住民行政的なあるいは民生的な性格へと法の根本的な性格を変えていくということですね。

そして、私は、住民基本台帳法に準ずるような法体系に定住外国人を移していく場合には二つの点が必要だと思っています。その一つは、自分の情報に対するアクセス権を保障するということですね。現在の外国人登録法では原票に記載されていることに関して当該本人がその記載事項を閲覧することすらできません。これはやはり今御案内のとおり、学校の中でも内申書に関して開示の権利がいろいろ出てきております。ましてや大の大人に対してそれができないということは私は非常に不自然だと思えます。

それから第二に、それと裏表の関係になります。そこに記載されている情報に関しては秘密の保護といいたし、それをやはり設けていた

だきたい。現実的には御案内のとおり治安的な性格が強い外国人登録法においては、我々の情報というものは捜査機関がこれは任意に閲覧している形の情報収集活動であるわけですから、そういう点で人権という問題を考えるならば、情報公開という観点、それからプライバシーのいわば保護という観点、この二つを盛り込みながら住民基本台帳法に準ずるような法体系をつくっていただきたい、それが私の基本的な考え方です。

○参考人(新美隆君) 冒頭に意見の中で少し言い足りない点も含めて今の質問にお答えしたいと思うのですが、外国人登録法の出生の過程からいいますと、いろいろなものがこの中に含まれております。外国人登録法の前身である外国人登録令というのはもつといろいろなものが含まれておりました。登録令では国外退去の規定もありましたし、それが後に出入国管理令の方に分離したわけですが、それでもなおかつ外国人登録法の中には、ある意味では電線に電流をいとも流してびりびり日を監視するといえますが、非常に刑罰の固まりのような側面があると同時に、名前前のおり登録というもう一つの側面もあります。

私は、外国人登録法はやはり外国人の登録というものに純化すべきだ、それを純化していけば、今、姜参考人もおっしゃったように、日本人の住民登録に相応するものになつていかざるを得ないのではないかと、外国人登録法という法のもとでは警察取り締まりの効果というのが期待されていくような、そういうあいまいさというのをこの際きちんと腑分けをしていくことが今の段階では必要ではないだろうか、こういうふう

に考えるわけです。

特に、外国人登録法には外国人の人権を配慮した条文というものは一条もありません。日本の法律の中には、乱用されやすい法律、余りにも強大な権限というのを当局に与える場合には乱用を戒めたり、その制約をできる限り保障しようというものを配慮する条文というのが少なからず見ら

れますけれども、この外登法にはそれがありません。日本に住む外国人は人権とは無縁であるという思想ならともかくも、内外人平等の徹底が迫られている中において、これは極めて異例な法律だろう、こういうふうな思ふわけです。

先ほど申し上げたように、私たちがこの外国人登録法に含められているそういう問題をやはり理解するためには、この歴史的な立法経過を一度見直してみても、今改めてこの外国人登録法をつくるとすれば、我々は一体どのような法体系なりシステムをつくるべきかというその視点に立つて審議をしていただきたいと思います。

○参考人(ジョン・W・ステイブンス君) 外登法システムは確かに難しい問題ですけれども、今の外登法は物すごく暗い感じですね。アメリカの移民局もちょっと暗い感じですよ、向こうでも、それから、細かいことよりもやっぱり心の問題ですね。これから、なるべく簡単な、明るいシステムをつくってほしいですね。前向きにですね。

○千葉景子君 今それぞれの御意見をいただきましたが、そういう中で、ちょっと今回の法案にかかわる部分でございませうけれども、今回は、一つのシステムとして押捺制度にかかわって署名、写真、家族登録、こういうものを使つての登録というものが採用され提起をされたところでございませう。これについて御意見を伺わしていただきたいというふうに思います。

一応押捺はせずに済む、こういう制度が取り入れられようとするわけですが、とりわけ家族登録というような逆になた新しい要件というものが加味されてくる、こういうことについて、指紋押捺制度については廃止というそれぞれ御意見を承ったわけですが、これらにかかわる一つのシステム、これについてはどんなふうにお考えか、姜参考人、新美参考人、それからステイブンス参考人にも御意見があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○参考人(姜尚中君) 先ほど少し私の感想を申し上げたのですが、基本的にはこれは非常に

グレイゾーンにあるのじゃないかなと思うのですね。

つまり、日本人の場合の住民基本台帳法及び戸籍法に基づく一つの登録管理と、いわばトランジットや非常時に在留期間の短い外国人、その中間形態といましようか、これは明確なポリシーのもとにそういうものを設けたというよりは、一応やはり指紋という管理制度を、実は恐らく法務省の方ほうはもうほとんど定住外国人に関して指紋を何回もとっていますから、今さら指紋は必要ないと思うのです。ですから、内外の批判からそれに代替する署名、写真そして家族登録というふうになつてきたのだと思いますけれども、もちろん、それがやがて住民サービスという方向へと向いていけば私はそれでいいのではないかとと思うのですが、基本的にはやはり、住民の一員として定住外国人を受け入れ、そしてタックスに対応する行政側のサービスを与えるために必要な情報を当該の定住外国人から収集しておきたい、こういう発想ではないのじゃないかと思うのです。やはり治安、あるいは管理的な性格が依然として濃厚で、したがって、法務省のような中央官庁にそのような情報を集中的に管理していくという考え方、やはりこれは基本的には地方自治体の行政側の住民サービスといましようか、そういう視点から、これにかかわるものと住民基本台帳法に基づくようなそういう方向へと向かつていく必要があるのじゃないか。

具体的に言いますと、私は埼玉県のある都市に住んでいたのですが、そのときに、市役所のある方から、市内に住んでいる七十五歳だったと思いますが、それ以上の御老人に関して週一回マッサージのサービスを市の方からサービスとしてやりたい。その場合の在住者はどこからピックアップしてきたかという、結局住民基本台帳ですね。そうすると、定住外国人で七十五歳を過ぎていても住民サービスが受けられないわけですね。その人々たちはその市町村に住んでタックスを払い、そして住民として生活をしていたにもか

かわらず。

さらに、私の場合で言いますと、例えば私の息子が日本の学校に通う場合に、就学通知というものが普通日本人の場合には来ます。我々の場合には、現在の実態は少し私にはわかりませんが、以前まではそれが来なかったわけですね。ですから、外国人に関しては、大半は日本の学校に通っているという実態を考えていきますと、いわば義務教育を受けられる権利といましようか、あるいは義務教育の義務ということすらもネグられていくという現状であります。それはやはり、基本的に定住外国人を住民として受け入れ、そして、タックスを払っているがゆえにいわば住民サービスを受けられる、人間としての基本的な権利やそういうものを共有できる主体とは考えていないということだと思ふのです。

ですから、今回の署名、写真あるいは家族登録が住民基本台帳法に基づくような考え方により近くなつていくための過渡的な形態であれば、それを何らかの形で明文化していただきたいと思うのです。そうではなくして、ある種緊急避難的にグレイゾーンに一応パイパスを通したというような印象を与えかねない内容な気がしてなりません。

○参考人(新美隆君) 先ほど千葉先生の方で、写真、家族登録、署名が指紋にかわるものという言葉がありました。今回の法案の理由の中でも、この三つのものが指紋にかわり得るのだということが一つの理由になつておるようです。

しかし、これはもう中学生でもわかることで、指紋にかわり得るものがこの世に現時点ではあるはずはないわけでありませう。それをなぜあえて指紋にかわり得るものということを言うのか。もし指紋にかわり得るものとしての写真とか家族登録とか署名というものでなければ、これはこれ自体一つの同一人性確認のそれなりの手段たり得るかもしれない。しかし、これが指紋にかわり得るといふものになつていく可能性というのが常に含まれておるわけでありませう。もし指紋制度がここで

全廃をされて、外国人の登録のためにどういう事項が必要であるかという素直な議論がされるならば、それはまた別個の議論が可能であろうと思うのです。

それからもう一つは、刑罰の威嚇までして登録をさせるといふことの意味が一体どこにあるのか。一九五〇年代では、在日朝鮮人の人たちは日本の社会保障システムからは全く排除されており、生活保護を受けることが国外退去の理由にもなったぐらいなわけです。そういう時代と、七九年、八〇年以降の内外人平等の中で、在日外国人に対しては基本的には社会保障システムの利益が及ぶようになった現時点では、この登録の意味というものは基本的には変わっているわけですね。物理的な力で登録させなければならぬ、そういう力でさせた上で管理をするという発想と、社会システムの中でこの登録というものを考えて、それに行政サービスがついて回っていくというものでは、全く違うわけです。自治体の現場では、外国人登録も日本人の住民登録もほとんど同じ機能を果たさざるを得ないわけです。それをなぜ今刑罰を担保にしなければこの登録ができないというふうに考えてしまうのか。少なくとも私は、この三つの事項そのものの性質の問題ではなくて、刑罰制度のもとにあるこの考え方というのは速やかに改める必要があるというふうに考えておるわけです。

○委員長(鶴岡洋君) スティープンスさん、御答弁しますか。

○参考人(ジョン・W・ステイブンス君) いや、別にありませんですけれども。

○千葉景子君 とらで、新美先生にお伺いをしたいと思うんですが、先ほどから指紋の問題について大変詳細にお伺いをしたところでございます。

ただ、それと同時に、今ちょっと触れられましたが、その刑罰の問題、それからいわゆる常時携帯の問題、これについては先ほど時間の関係もあったかと思えますけれども、お触れがほとんどございませんでした。これまでのいろいろな実情を知っていらつしやるそういう立場も含めて、今回はこの常時携帯、そして刑罰、これについてはほとんど手がまだ触れられていないという状況ですけれども、新美参考人の方からこの問題についてどうお考えかお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(新美隆君) 常時携帯のことについての私の意見を申し上げます。

私は、常時携帯はもう速やかに廃止すべきだという考え方です。

冒頭申し上げたように、常時携帯の制度というのは指紋押捺の制度と車の両輪となつて、日本社会に当時の意識では潜入した日朝鮮人をあぶり出し選別するというその役割を持つておたわけでありました。その役割の中では、朝鮮人らしいと見たらすぐ外登録を見せろということを通じて、警察の日常的な監視の中ですべての外国人が、すべての朝鮮人が必ず外国人登録証明書というものを持つていよう状態を常に維持しておく、その上で外国人登録の切りかえを行つて、指紋制度の照会を通じてあぶり出していくという制度でありました。

この常時携帯の問題が、三年とか五年に一度の指紋押捺とは違って、日常的な警察の監視にさらされておるために、皆様御存じのように、大変多くの人権侵害の実例というのが在日の方々から報告もされ、その訴えもなされておるわけです。果たして現時点に立つて考えてみた場合に、常時携帯を刑罰でもって制度化している実質的な意味というのとは一体どこにあるのかということとを真剣に一度考えてみる必要があるだろうと思ひます。この外国人登録をするということとその常時携帯をさせなければならぬということとは、これは必ずしも私は論理的には結びついていないと思ひます。常時携帯についての理由の中で常に言われるのは、その場で即時に取り締まれるその効用を特に警察あたりは強調します。しかし、即時に取り締まらなければならぬ、即時にその同一

人性なりを判断しなければならぬ利益というのは一体何でしょうか。一たん取り逃がしたら取り返しのつかないことにでもなるといふふうに考えるのでしうか。

一九八八年に大阪高裁が外国人登録証明書の携帯違反事件で無罪判決を出しました。これは大変私には重要な判決だと思ひます。今ここにその判決文を持つておきますけれども、要するに、在日韓国人の学生が外国人登録証明書をたまたまその場で持ち合わせていなかったために逮捕されて裁判になったという事案であります。しかし、この韓国人学生は運転免許証と大学の学生証を持つておりました。大阪の高等裁判所は、この学生証や運転免許証でその人の同一人性というのは外国人登録証明書とは同じように判断が可能であるから、実質的な意味での違法性はないということとで無罪にしたわけでありました。

これは、裁判所としては非常に素直な判断だろうと思ひます。つまり、検察官の方の説明というのは、外国人登録証明書について指紋と同一人性の確認のためである、警察とかそういう治安の問題ではないという主張をしておりますので、その議論を突き詰めていきますと、運転免許証や学生証で代替可能であるという判断というのは割合すんなり出てくるわけでありました。

社会関係を一切取り結んでいない外国人ならともかくも、今日日本に在留している外国人のほとんど大部分は、いろいろな意味で日本社会とかかわりというものを持つていて、その人の持つていよう証明書のたぐいというものは外登録以外にはあり得ないということとは決してそう考えられないわけでありました。そうしますと、その同一人性を確認を即時に把握するために刑罰を科さなければならぬという必要性というのは大変現実には薄れてい

問題でもありません。

その両面から考えますと、常時携帯のときは、もはや既に選別や洗い直しの作業の時代的な背景がもうなくなつていふことを考えましても、これは速やかに廃止すべきである。

この大阪高裁の判決に関しては、検察庁は最高裁判所に上告をしまして、その上告の中で、免許証や学生証が外国人登録証明書にかわり得るなどという判断は、外国人登録証明書の常時携帯制度を実質的に否定するものであるということとかなり厳しい批判をしております。その批判の重要な一つは、なぜ運転免許証と外国人登録証明書が代替できないのかという点、運転免許証には指紋がない、外登録には絶対的な手段である指紋がある。ですから、これをかわり得るなどということとは間違つた判断であるという、そういうところに一つのポイントがあるわけでありました。

ところが、今回の法改正案では、少なくとも絶対的判別手段である指紋は永住者、特別永住者の外登録から消えるわけです。消えた外登録と運転免許証とそれほどの質的な違いがありませんか。私はその論理というものは、ある意味ではもうドグマに近い論理ではないかというふうに考えておるわけですね。



○参考人(ジョン・W・ステイブンス君) 関連ですけれども、自分の息子、先ほど申しましたように、高校時代に外国人登録証明書を持っていたい警察につかまってしまったんですよ。本当にそのとき、私も大変怒られて、非常にひどい国だなどと思いついて帰国しようと思いましたが、もしそのときアメリカに戻っていたら日本の悪口を言うでしょう、物すごく非難する。その当時携帯制度にしてもそれを廃止すればいいわけだと思いま

す。

○千葉景子君 終わります。

○中野鉄造君 私がいろいろお尋ねしようかと思つて、事項はほぼ今まで質問され尽くしたような感じがありますので、一点、二点お尋ねいたします。

今回のこの法案が可決されるということになりますと、来年の一月からあるいはどのころになるかわかりませんが、多少の期間を置いて施行されるということになります。そうすると、いわゆる経過措置としてその期間どういうことになるだろうか、どういうような処置をとられるだろうかというようなことをよく民団の方々が懸念されているような向きがありますけれども、この点については姜先生はどういうようにあるべきだとお考えなのでしょうか。

と、私はまず、先ほど千葉先生にも少し申し上げたとおり、写真と、それからさらには家族登録、そしてサインということであれば、これはやはり住民基本台帳法に準ずるようなものの移行措置であるということとをまずはっきりとさせて、そのために必要な情報としてそのような移行措置をとるのだということですね。したがって、従来のような外国人登録法に基づくこれまでの管理のあり方について、私は何らかの形でまず地方自治体の窓口の現場にやはり実務面からの実態を収集していただきたいと思います。そして、そこから初めて移行措置としてどんなものが必要なのか、やはり従来のように、現場の窓口を無視して上意下達的に一方的に改正案あるいは法律を上から下へと持っていくような発想ではなくして。

それから、私が一番懸念しているのは、果たして当該の定住外国人にこのような改正の経過措置というものがどこまで周知徹底されるのか、ちょっと私はよくわかりませんので、その点に関してむしろ逆に法務当局ではどういうことを考えているのか、具体的にお聞きしたいと思います。

○中野鉄造君 この指紋押捺は特別永住者については廃止されることになりましたけれども、問題は、今まで押捺された指紋の登録原票及びその指紋原紙の処置について、政府は、廃棄する方向で検討したいというような答弁が、この間の当委員会の中でもあつておりますけれども、この点については、姜先生どういうふうにお考えでしょうか。

○参考人(姜尚中君) 廃棄処分というときには、私は基本的にその指紋というものは一応、これは考え方が違つてもいいけれども、身体の一部、しかも先ほどの新美先生がおっしゃつたとおり、絶対的な同一人性確認のための手段として指紋がとられたわけですから、その指紋とそれから原票に書かれてある記載事項等々に関して、今まで当該の人に関する権利がございまして、したがって、基本的には私は該当事者に返還すべきだと思います。

その廃棄処分をするという場合に、一体どのような処置として、実際にそれがどういうふうな廃棄されたのか、それは正直申し上げて当該者にはほとんどわからないわけですから、それをすべてコンピュータ化して、もっと合理的に管理できるようにシステムの中に組み込んで、そして廃棄したということも、これもまた廃棄と言えども、これもまた廃棄と言えども、一応私はそこに記載されている事項をすべて、この文書をすべて当該の人にいわば返却すべきだと思います、廃棄と言ふならば、それが私は必要なのではないかと思つて、

本に対して、外国人が指紋をなくしてくれというのは不平等ではないかという素朴な疑問があるという御指摘があつたわけですから、その場合でも、よくよく見ていきたいと思います、つまり国内に住している内外人平等に憲法を適用している場合もありまして、それからアメリカのように指紋をグリーンカード取得の場合に強要する場合でも、根本的に戸籍という、つまり血統主義的な考え方になたない、そのような法システムになつていいます。ですから、そのあたりの具体的なものを見ていけば、日本の場合が先進国の中で非常にやはりアブノーマルであるということは、私は比較的に言えるのではないかと思います。

現在、日本の国民の中には素朴な疑問として、日本人が外国に居住する、あるいは短期旅行をする。その際、相手国では指紋押捺をさせられたり、あるいは外国人としての登録証の常時携帯を義務づけられておる。それなのに、日本に対してはその廃止を求め、あるいは常時携帯の廃止を求めている。これはなぜだろうかというふうな、そういう声をよく聞くわけですが、すなわち、相手にそれを求めるならば、自分たちの国でもまずそれを改めるべきじゃないかというふうな、そういう率直な気持ちだろと思うんですが、この点について、簡単に参考人の方々からお願ひいたします。

さらに、私はこれは個人的な考え方ですけれども、韓国の指紋押捺制度についても反対の意思を持っております。少なくとも我々が日本国家に対して指紋の廃棄を要求する以上は、私の国籍が属している韓国に対して我々は将来的に指紋制度の撤廃ということをして、少なくともそのような状況が早く進むような状態を我々望んでいるわけ、現在の分断国家の現状があるという説明ではもう説明がつかないような現状が朝鮮半島で今進みつつありますから、私は普遍的な人権と内外人平等というものは国々の実情によって違ふのだという、そういうようなエクスキューズの議論では私自身の論拠が非常に脆弱になりますので、普遍的に日本国家に対して、そして私の国籍が属している韓国に対しては指紋制度は撤廃されるべきである。そういう観点から、私は日本国家に対してそのような申し入れを述べているわけです。そのように御理解していただきたいと思います。

○参考人(姜尚中君) 私は、先ほど野村先生の御質問に関して、韓国では、つまり憲法が平等に行われているというふうにお話いたしました。恐らく、それぞれの国ごとにさまざまな事情によつて異なつたシステムをとっているとは思いますが、その中で、少なくとも先進国と呼ばれている国で、グリーンカードを取得する場合にアメリカにおいては指紋があります。しかし、アメリカの場合には日本と根本的に違ふのは、戸籍がございせん。つまり、血統主義ではないかというところで、すなわち、二世がアメリカで生まれた場合には、当然アメリカ人としてみなされている。したがって、私は日本人が海外に在留して、その場合に指紋をとられたにもかかわらず、じゃ日

○参考人(新美隆君) 私の意見は、ある分野においては国家間レベルでの相互主義というものが働く場合もあると思うのです。例えば、ビザの免除についての条約などは、場合によると、状況が変わつたためにある国とのビザ免除条約は改定をしてビザを義務づけるということはそれなりの判断でしよう。しかし、人権の問題に深くかかわつてい



問題については、このような相互主義のシステムというものは大変大きな問題をばらむということが言えると思うのです。

もう一つ、先ほどの姜参考人の意見と同じですけれども、結局私たちが一番自分の人権というのが侵害されたというふうに感じるのはどういうときかというのを一遍考えてみますと、同じように扱われずに自分だけ別に扱われる、この平等感覚というものが害されたときに人間は一番傷つくわけです。日本の社会においてこの内外人平等というものが果たす役割というのは、これはやはり社会秩序、お互いを敵と味方として見ずに、一緒に生きる者として見ていくというその物の考え方においては、この内外人平等というのはある意味では必要条件だろうと思うのです。

その観点からいいますと、確かに韓国の場合の、先ほどおっしゃっている悪平等というような議論もありまうけれども、日本においては日本人からはそういう絶対手段の指紋というものをとっていないわけですから、その目的というのは同じ居住者、日本に住む、日本で生活する一人の人間としての登録とかそういうもののサービスを受ける地位とかいうものについては同じですから、それを全く別の制度のもとに置くというのはそういう平等感というものを害する、平等に反するということが言えるかと思えます。

○参考人(ジョン・W・ステイブンス君) もし日本が先に指紋押捺と常時携帯制度を廃止すれば、国際社会の中で物すごく評判が高くなると思います。積極的にやればいいと思います。

○中野鉄道君 終わります。

○橋本敦君 先ほどのお話の中にもそれぞれございましてけれども、今日のこの改正法ということ、今、日本に何が問われているかという大きな観点から考えますと、これからの国際社会の中で人権を擁護する民主的な国家としての我が国の基本的なあり方とそのポリシーにもかかわる重大な課題が問われているという意味で、三人の参考人の皆さんの御意見に私も全くその点は同感である

ります。にもかかわらず、指紋制度が一部温存されるという今日の状態になっておるというところにさらに問題がやっばり残っていくわけでありまう。

私としては、指紋制度はこの機会に全廃するのが当然だという考えを持っているのでありますけれども、その一つの問題としては、新美参考人も御指摘になったように、外国人登録令を含む指紋押捺制度ができてきたその立法事情となつていた背景的事実が、今日は根本的に見直しを必要とする状況に、過去のものになつていくということと、それから今日の新しい国際社会における民主主義の発展という流れの問題であること、それからもう一つは、法技術的に言つて指紋制度にかわる同一人性確認の方法として写真その他によつて技術的にも可能であるということが考えられるということ、こういったことが総合的に言えると思うわけですね。

そういう中で今なぜ政府はこれを残したかというところについて、一つは指紋押捺制度にかわるそれほどの確定的な同一人性確認の方法はないと言いながらこの三点セットを持ち出してきて、この三点セットでも十分の同一人性確認はできないとこ言いながら、それを補充するものとして永住者の皆さんについての定住性、定着性ということを補強的に、補充的にそう言ってくるわけですね。そう言ってくる関係で、今度は永住者と認められない外国人の皆さんに対しては、その定着性、永住性が足りないからということで指紋押捺制度を残して、外国人の皆さんの間で新たな差別を生むという悪循環を来している、こういうことになつてくる。

そういう意味で、私は、今度の改正法というのは全面的な将来に向かつての理念に欠けるということと同時に、中途半端な温存ということが法技術的にも矛盾を生み出しているという問題をぬぐい切れないという弱点を持っているように見ていゐるんですが、その点について新美参考人及び姜先生の御意見があれば伺わせていただきたいと思います。

○参考人(新美隆君) つまり、指紋の制度が現実的にどのような役割を果たすのか、本当に指紋がなければ外国人登録法の目的なり外国人登録実務の目的というのが達せられないのかどうか、ここをきちっと見定める必要があると思うのです。

私の理解では、以前も現在も、外国人登録法の制度、この指紋が外国人登録事務の中で有効にかつ制度的に利用されなければこの目的が達せられないような事態というのは一度もなかったと思うわけです。そうすると、ある意味では制度として残っているけれども使えない、それにかわるものかどうかという議論というのは、大変これは虚構の上というか、うその上に議論をしているような感じがしてならないわけでありまう。むしろ、指紋制度の歴史からいって、指紋制度というものの考え方が今問われているのではないでしようか。

ちよつと先ほども一言口を挟みましたけれども、指紋によつて管理するというのは、これは人権とか自由とかという社会秩序を前提にした物の見方ではなくて、いわば軍事的な物の見方なんです。いざというときに敵と味方というものを峻別する、場合によれば物理的に隔離ができるようにするというこの考え方だろうと思うのです。

在日の人たちの個々人を見れば、きょうの参考人三人のうちお二人は外国人ですけれども、ここに来た人が姜参考人か、ここに来た人がステイブンス参考人かどうかについては、これは何も指紋をとらなければわからないわけではなく、指紋押捺拒否の裁判の中で、ある押捺拒否者が、検察官は指紋拒否ということを繰り返して言うけれども、この法廷に立つて自分の自分であるというところは指紋とは一切関係がないのじゃないかということも言いました。つまり、個人個人に着目して見れば、指紋というのは同一人性確認とは関係ないわけです。そのような絶対的手段が持ち出される場合というのは、例えば犯罪を犯した刑事手続の場合か、または有事とか非常時と言われ

る場合に国に敵対する可能性のある外国人というものを分離するというその二つぐらいしかないのではないでしようか。つまり、指紋によつて我々が問われているものは、そういう絶対的手段を人の管理に結びつけなければ何かこうやまない、不安でしようがないというこの考え方が今まさに問われていると思うのです。

そういう物の見方で、個々の日本人が、いや外国人についてはそういうふうに見ていませんと言われても、日本の制度としてのシステム自体がそういう外国人観というものを前提にして成り立っている以上は、これは国際交流なり国際貢献というものはある意味ではうそになるというふうには感じていゐるわけです。

○参考人(姜尚中君) 私も新美先生とまきり同じで、先ほど私は日本の外国人登録法の母体という参考人になったものがアメリカの戦時立法としてつくられた外国人登録法だというふうに申しましたけれども、基本的にはそれは軍事的な色彩の強い、それはやはり総力戦あるいは統制経済下において敵を峻別し、国内においては防諜的な役割を果たすような、ここに御出席の先生方には戦争中どのような状況であつたかというのとは大体体験をもつて知つていらつしやる先生方が多いと思ひますけれども、要するに外国人というものは潜在的ないわば攪乱分子といひましようか、いわば治安によつて取り締まらなければならぬというそういう発想が、アメリカにおいてはいわば共産主義者といひましようか、そういう人々をいわば取り締まるために、日本においては総力戦下の軍事目的に即して、いわば治安、そして日本人の側の国家的な統合手段としてそのような制度というもののが私は有効に働いた余地があつたのだと思ひます。しかも、戦後において冷戦というそのような思考様式から脱却できずに、そのような制度がいわば形を変えて温存されてきた。それが私は、この指紋制度を初めとする外国人登録法の基本的な沿革ではなかつたかと思ひます。

今、冷戦が終えんし、そして世界の秩序という

ものは大きく変わろうとしています。これは私は、化石的な、あるいはそれこそシラカンス的なある種の法制度として歴史によって葬り去られる可能性もあるのではないかと感じております。私は、それに固執することが実は長い目で見て日本のいわゆる国益というものに果たして貢献するものなのかどうか、むしろ国益に反するのではないかと感じております。

今内外から、日本のさまざまなシステムのいわば改変といましようか、修正を迫られている現状が私はあると思うのです。つまり、経済からさらには文化から、そしてさらには人の問題へと、ある種の構造協議というものが進んでいくでしょう。そういう中で、頑としてその堡垒だけは守りたいという発想は、私はやはり歴史の趨勢の中で結局最終的には葬り去られるというか、何らかの抜本的な改変を迫られていくのではないかと感じております。

私は、先ほど熊本で生まれたと言いました。皆さんに単純な比喩で恐縮ですが、あのチッソ水俣の水俣病です。もし、あの公害において、当該の人々がいわば公害の甚大な犠牲というものをいち早く察知し、あの企業が何らかの形で早いうちに手を打っていたとしたならば、あるいは行政当局がそれに対して何らかの早い措置をとっていたとしたならば、あのような膨大な人的犠牲はなかったでしょうし、結果としてあのチッソ水俣という企業は、コストの上でも、そして社会的なあるいは世界史に残るような非常に公害のいわば本人として半永久的に歴史に刻まれることはなかったでしょう。

私は、この外国人登録法を初めとする管理治安立法というものは、そのように経済的なコストの面でもあるいは日本の名譽という点でも、結局はさまざまな小手先の議論でそれを糊塗しようとする限りは、そこで払わなければならないコストというものは今以上に大きいということを皆様方に訴えかけておきたいわけです。したがって、それに対して積極的なイニシアチブをとれるのは私は

政治家の諸先生方と思ひますし、どうか何らかの形で改変、抜本的な改正を要請してやまない次第です。

○萩野浩基君 三人の先生方のそれぞれの体験に基づいた示唆は、大変説得力があり勉強になりました。

この外登法というのは衆議院を全会一致で通過してまいったわけでございます。しかし、本参議院の法務委員会としましては、私もそのメンバーとして、やはり良識の府としての参議院の機能を發揮していかなければならないのではないか。そういう意味におきまして大変ありがたいございました。

同僚の委員の方々の質問で私の言いたいこともほとんど言い尽くされたように思ひますけれども、今回のこの改正の本来の趣旨というようにあるの大きく見ましても一度確認してみよう必要があるのではないか。すなわち、外国人の立場というか、もっと相手の立場に立つて物を考えていく、また、人の痛みを解するということか、そういう意味での外国人登録制度の明確化というようにものが大切ではないかということを考えさせられました。

それから、罰則、刑罰問題、証明書の常時携帯等につきましても例を挙げてお話をいただきました。私も免許証を忘れて近くに運転をして出たことが数度ございます。途中で車をほっぽらかして帰るわけにはいかない、これも一つ罪を犯しているのかわかりません。そういういろいろなことを考えさせられました。

ディテールにわたりますと、先ほど来委員並びに新美先生が同僚の委員からの質問等において触れられておりましたので、私は申し上げません。前回の委員会でも、私質問の途中で終わっているわけですが、果たして本当に指紋押捺の必要性がどこまであるのか、この根拠については私はまだ疑問を持っております。一人でございます。

特に、今日言われておりますように、日本は国際政治関係といえますか、また人権とか経済、地

球環境、そういう中で新たな秩序構築にやはりリーダーシップを発揮していく、そういう役割を担わなければならないというところに置かれております。特にマルチ・ナショナル・コーポレーションといいますが、多国籍企業といいますが、こういうのがどんどん入ってきているわけですね。そういう中では優秀なるビジネスマン、エンジニア、それから学者、また宗教者等、こういう人たちが三ヶ月以上としてまた五年未満、こういう中で指紋押捺というのが日本にとってこれからの国際社会に向けて果たしてその必要性がどこまであるのか、このメリット、デメリット。国際社会に向けての日本のこれからあるべき姿を志向しなければならぬときに、今回のこの法改正は半歩は前進であるという意見もありまうけれども、私はその辺について疑問を持っておりますのでございます。

衆議院を附帯決議をつけて通過したわけですが、きょうも午前中の参考人の先生方にも質問したのでございますが、「この法律の施行後五年を経た後の速やかな時期までに適切な措置を講ずること」ということが出ておるんです。これにおきましては、非常に明確さを欠いておる。先ほど来申し上げましたように、特に日本のこれからのあるべき姿、先ほど参考人の先生方がおっしゃっておられたように、オブリゲーションとしてタックスは課せられておる、だけど、そこには権利というものが奪われておる。というのは、これは憲法第十三条、第十四条から考えても、常識的な一般社会通念としても、私はやはりこれは疑問が残るのではないかと、そのように考えております。それからまた、御案内のとおり、日本は国際人権規約のB規約二条並びに二十六条、これは批准しているわけでございます。

そういう点から考えても、これからこの参議院が良識の府としてどのような結論を出していくか、これは我々が決めるべきでありまうけれども、質問の時間、私は八分しかございませんので、すべてまとめて言ってしまったが、日本のこ

れからのあるべき姿ということを志向しながら、この法改正はどうあるべきか。私は、もちろん多分今回出される法務省の原案では指紋押捺は全廃の方で出るんだと、そのように考えておりましたけれども、残念ながらこういうような速やかにその措置を講ずるといふような形なので、特にこの辺に絞ってそれぞれの参考人の先生方の御意見を聞きたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○参考人(兼尚中君) 少し茫漠としたお答えになるかもしれませんが、私は常々日本は大きな曲がり角にきていることは間違いないと思ひます。

これはやはり私の考え方では、どうも日本の戦後をつくってきたさまざまな制度、それは大体三十年代に原形ができて上がつて、それが四十五年以降形を変えて、しかも非常にうまくソフトランディングして、そして今日のようなまれば見る経済成長を遂げた国になったのではないかなと思ひます。しかし、どうももうまくいっていきまうさまざまな機構や制度や仕組みというものがきしまし出して、逆にうまくいっていないものだと考えていたものが実は桎梏になりつつあるというか、つまりこれから先の新しい時代に対応できなくなつてきている。これは経済や政治や教育や文化やありとあらゆる面で私は言えるのではないかなと思ひます。そのときにさまざまなそのようなある種の制度疲労や改変をもつとトータルに総括して、そしてあるべき姿というものがどうも打ち出せないでいる。

むしろ縦割りの行政の中で、非常にいわば区切られた範囲の中で重箱の隅をつついていろいろな改正事項をやっているような感じがしてなりません。それは恐らく政治というものがうまく働いていないということの一つのあらわれではないかと思ひます。そういう点ではより高いレベルに立つて全体を総括し、そして日本のあるべき姿というものを示していけるような、そのようなオリエンテーションの中で初めてこうした外登法を初めとする外国人に対する法律や行政措置というものも必然的

にそこから演繹されて出てくるのではないかと私は思います。

そういう点で、私は日本の中のアジア、アジアの中の日本ということを常々申し上げておりました。つまり、日本の中にあるアジア、在日韓国・朝鮮人や中国人、そしてさまざまな海外から来る人々、そしてさらにはアジアの中で日本というものがどのようにあるべきなのか。恐らく、それは日本だけにとどまらず、アジア的なレベルで非常にこれから先の将来にとって大きな意味を持つと私は思います。

したがって、今回の外国人登録法というものはなるほど国家主権の管轄事項であり、国内法の問題、しかしその性格は明らかに国際的な意味を持つております。やはり私は冒頭申し上げましたとおり、外国人登録法の中にある治安管理という性格が、しかもその沿革から見れば日本の近隣諸国との関係が非常に濃密であった国々との、そのいわば在留外国人をターゲットにしているという面から見て、日本がアジアとどんな関係を結ぼうとしているのか。その集約がこの外国人登録法の中にもあらわれている、あるいは指紋制度を何とかして保持したいという考え方の中にも私はあらわれていると思います。それは将来的に見て、アジア諸国と日本との友好関係という面から見ても、私はデメリットだと思ふのです。それがあつても、依然として日本の安全保障というものに関しても不安定要因が出てくるでしょう。

インソブ童話ではありませぬけれども、北風ではなくしてやはり暖かい太陽といましようか、そういう点で日本は今数十年前とは違つて最も有利な立場にあります。いろいろな外交交渉において利害、打算はあるとは思いますが、交渉において私はまず有利な立場にある人間の方が譲歩する。それは歴史的な経緯から見てもそうだと思います。ましてや、先ほど新美先生がおっしゃったとおり、人権という観点からすればもつとその普遍的な性格が要求されているのではないでしようか。

私は、日本の中のアジアに対して日本がどのような対応をするかということを実はアジアの国々はいわばかたずをのんで見守つてゐると思ひます。そして、アジアの国々が日本の中でどのような処遇を受けたのかということは、日本がアジアをどう見てゐるのかということの反映であります。

したがって日本がアジアにおいていかに平和的な安全保障を考え、そして相互依存の経済秩序を構築し、そして歴史的に清算されなければならぬ負の遺産に関しても、一九九五年つまり戦後半世紀ということをも一つのエポックメイキングにしてそのようなすべてのしがらみを一掃し、新しい二十一世紀に向けて大きなビジョンを日本の政府やあるいは国権の最高機関である国会において出していだきたい。そのことが長い目で見て日本の利益に私はかなつてゐると思ひます。そういうことを一つ申し上げたいと思ひます。

○参考人(新美隆君) 私は、少し具体的な点に就つてお答えしたいと思ひますが、一年から三年の期間の在留外国人に対して今時点で指紋制度を今後も維持していくということに具体的にどのようなメリットがあるのか、これをいま一度真剣に審議をしていだきたいと思ひます。

八〇年代の外国人登録法についての抜本的な改正を求めるいろいろな人々の運動の中で、もう指紋制度についても、外国人登録証明書の携帯問題についても、その基礎が大きく揺らいでいたわけであり、それを今回、永住者、特別永住者については適用除外をしたということであり、また指紋制度の対象になる人々について、実質的なメリットというのはいかなるものかということについてこれは余り無関心であつてはいけな、こういうふうな思ふわけでありませぬ。

先ほどの御質問の中に運転免許証の話が一つ出ましたが、実は、この運転免許証の携帯義務について、外国人登録証明書の常時携帯義務と非常に通ずるものがあるという意見があります。先ほど例に出しました大阪高裁の判決に対する検察庁の

上告の中で、運転免許証の問題が延々と説かれております。確かに法制度的に、また法技術的には似通つた面があるでしょう。しかし、一方は車の運転というのはいわゆる危険なものなんです。ですから、運転行為の現場で押さなければならぬ道交法の目的や人命の尊重という目的は達せられせん。取り逃がしたら終わりだという面は運転免許証にはあります。反面、外国人という存在は運転のように危険な行為でしようか。危険な状態ではしようか。五〇年代とは違つて、現場で取り逃がしたら在日外国人はそれでも見失つてしまふような存在なんではしようか。非常に在日朝鮮人は当時は流動性が高いといふふうに見られた。しよつちゅう転々としてゐる。こういう人た

ちを把握するためには現場で即時取り締まらなければならぬといふその感覚といふのは、ある意味ではわかるような気もします。しかし今、家に帰つて学生証を持つてくるとか、家に帰つて外登証を持つてくるといふことではなぜだめなんではようか。

私は、この常時携帯の問題については、これは率直な議論といふものをすべきだと思ひます。警察がどうしてもこの常時携帯が見逃せないならば、警察庁の法案として私は出して率直に議論をした方がいいと思ひます。法務省の外国人登録事務との関係で常時携帯の問題を議論するには余りにも常時携帯の問題といふのは問題が大き過ぎるというふうな考へておるわけではようか。

先ほどの一年・三年の指紋を残すという問題に關連してですけれども、衆議院の方でも五年後に見直しという附帯決議がなされたやうです。しかし、私はむしろ五年間一遍指紋制度をやめてもらいたい。何がこゝで問題として残るのか。どうしても指紋がなければやめていけな、どういふのを五年間一遍やめてみた上で、五年後に指紋制度を維持するかどうかを決めたいといふやうな、何かわからぬけれどもそれが失われると不安でしようがない、そういう発想でこの人権にかか

わる指紋制度の存続といふのを安易に決めるということは間違ひだと、私はそういうふうな考へておるわけではようか。

○参考人(ジョン・W・ステイブンス君) 私は、日本人と外国人といふ言葉は嫌いですよ。これから日本人と滞在する外国人は協力しないといふためにあります。友達にならな、仲間にならな、だめです。一般的に、政府が外圧によつて反応します、それから反対運動に対して動きますれば、先ほどおっしゃつたやうに、この問題について日本の方が先にこの制度を廃止したら、物すごく評判高くなると思ひます、どこへ行つても。気が弱くなるとやつぱりジャパン・パッシングになるんですよ。そう思ひませぬか。

○紀平悌子君 もう二時間余りになりますので、大変参考人の皆様方お疲れになつたと思ひますけれども、私で最後でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、この外登法の審議に当たりまして、世界に開かれた日本の外登法でなければならぬという立場で、基本的には人権尊重ということに立つて審議をしていきたいと願つておる者の一人でございます。

先ほどからいろいろなお話は出尽くしてゐると思ひますので、少し角度を変えまして、御家族に關する話といふか、それを伺いた、と思ひます。家族事項を登録させるといふことについての御意見でございますが、時間はいただいてゐるのには私は八分なんです。お返事の方はなるべく簡単に、しかもインパクトが強いやうにお答えいたしたいと思ひます。一体、家族事項を登録させるといふことはどういふ有効性があると思ひますか。

ジョン・ステイプンスさんと姜さんでございすが、御家族の御感想がもしあれば、お差し支えなければ加えてお聞かせいただきたいと思ひます、この件につきまして。

それから、新美参事人にお伺ひしたいことは、いろいろ現実の現場をよく知っていらつしやると思ひます。そのお立場からこの常時携帯制度、今もお述べになりましたけれども、これは心理的に非常に圧迫感があるという事は自分の身にかえて考えましてもさうだと思ひます。もし持つていなかったらとか、持つて出たはずだけれども忘れてきたかもしれないとか、持つていながら家へ走り帰るようなこともあつて、いろんなことに運刻をしたり、事が成らなかつたりするようなことも、いろんなことが生じるんじゃないか。

午前中の参事人のお話で、お相撲さんだつたと思ひますけれども、外国人のお相撲さんがどこへそれをしまつておくんだらうかというふうな話もございしました。実際の問題として、これは実行でできることなんでしょうか。

だから、一〇〇％実行はできないと思ひますけれども、その辺のところ、どんな状況が具体的にこの法案が通つた後に生じるんだらうかという点を聞かせていただいて、質問を終えたいというふうに思つております。

順次、どちらからでも結構でございますのでお願いいたします。

○参事人(兼中司) 紀平先生に、最初の質問で三つございしました。そして、一、二点は二つとも密接不可分な関係にございしますので、私の方からお答えさせていただきます。

まず一つは、指紋という絶対的な同一人性確認の手段、その代替措置として家族事項の記載、そして写真、署名ということが出てきたわけですね。既に指紋を押している人におかつその家族事項を記載させるということ、これはある種やはり二重の負担を課することになるのではないかと、私も、家族事項の有効性に関して、御案内のとおり、私は住民サービスという観点から見れば、

ば、私たちは今まで外国人登録証には個人情報しか記載されていませんでした。したがつて、そういう点では、例えば息子が就学の通知をいただくとか、あるいは行政サービスをいただくという点でのインフォメーションとしては有効でしょう。

しかし、その根本的な発想は依然として指紋の代替措置という形になつてゐるわけですから、基本的に治安的な性格を持つた上での家族事項の記載ということにならざるを得ない。それは先ほど新美先生からもお話があつたとおり、非常にやはりシビアなものにならざるを得ないのではないかと。

私は、もし家族事項の記載の有効性があるとするとすれば、それはあくまでも住民という立場で、住民サービスに必要な不可欠な情報を収集するという観点からであれば、そこに何らかの有効性はあるかもしれない。その場合には、私は今回の代替措置に関してやはり当該の人が自分についての情報を自由にアクセスできる権利と、そして情報の保護ということを附帯事項として入れていただきたい。

それから、指紋を一度押していながらなおかつ家族事項に関して管理事項を強要される、これは私は非常に問題が多いと思ひます。先ほど中野先生からお話もあつたと思ひますけれども、指紋原票その他原票に關してまず当該の人に返還をするということですね。その上に立つて、この家族事項に關してもやはり情報に対する自由なアクセスと、そして情報の保護ということを何らかの形で入れておかないと、非常に問題があるのではないかと。

それから最後に、家族について私のプライバシー的な問題になるかもしれませんが、これは必ずしも私に特異な例ではなくして、非常に一般的な事例としてお考えになつていただきたいわけですね。私も、私は日本人と結婚しております。その場合に、長男はいわゆる父母両系主義の以前に生まれましたから国籍は当然のことながら一つ韓国国籍です。しかしながら、長女の場合には父母両系主義の後に生まれましたので二重国籍者になつております。そういう点で名字が当然違つてゐるわけですね。二人が同じ学校に通えば、長男は私の姓であり、長女は私のワイフの、家内の姓になるという現状です。

そのようなやはり今までのように一律では縛がかけれないような非常に複雑な混交した状況というものは、これから出てくるのではないでしようか。したがつて、それを白か黒かで一律的に法律によつて裁けない、非常に人間の生活の実態というものがまず事実関係としてあるわけですから、できる限り法律もその実態に即して法律をつくり、そして運用していただきたいと思ひます。

○参事人(新美隆君) 指紋の制度というのは五五年からですから、現在まで三十七年に及んでおるわけですね。その間、外国人の同一人性の確認というものは、現場である自治体ではどういうふうに行われてきたかといふと、実際には指紋というものは全く無縁なもので、写真で行われてきた、ないしは申請書に書いてある事項と原票を比較して、それで十分足りてきて、それで何か問題が起つたということはないわけですね。だからこそ自治体の三千数百の自治体の窓口の人に指紋照合などを教へ込む必要は過去数十年来なかつたわけですね。

今回、指紋は実際に使われていなかったけれども指紋制度がある、その指紋制度を一部の外国人には適用除外するために、指紋にかわり得るものとして、写真だけではどうにも格好がつかないくので家族登録とか署名とかというものをもち出してきたというのが実際のところなんではないでしようか。

戦前は、外国人というものはすべて警察庁、内務省の取り締まりの対象でありました。それを戦後の法制度の中では、外国人の登録は警察ではなくて自治体に任じたわけですね。この自治体においてさまざまな行政サービスというものが戦後発達してきました。

そういう意味では、もし家族登録というものについて法制度化するならば、どのような家族登録事項が自治体サービスの中で必要なのかについて、自治体の意見を十分聞くべきだろうと思ひます。使ひようのないようなものをただ、ただ管理という目的のために残すということはどうもおかしいというふうには私は考へるわけですね。

それから、私の感想は余りこの当事者でありませんが、最後の常時携帯の問題について申し上げましたが、この常時携帯の問題は、先ほど申し上げましたけれども、その実質的な必要性というのはもう失われております。ただ、いたづらにこの過失を罰するというのは、これは大変失礼な感じがいたします。そういう意味で、私はこの常時携帯制度を今すぐどうしようも撤廃するのが国会の意思としては無理だといふふうにおつしやるならば、少なくとも乱用乱用といふふうにはこの間指摘されてゐる現場の取り締まりについて、何らかのやはり手だてをとるべきだと、もうその時期に來てゐるというふうには思ひます。

常時携帯の問題というのは、ある外国人がどういふ外国人かわけわからなくなつてしまふということとを避けるためのものです。そうしますと、現場で逮捕の口実にされるようなことは、これはまかり間違つてもあつてはならないと思ひます。

昨年の法改正で、刑事訴訟法の中で、幸いなことに、現行犯逮捕と令状逮捕についての限界が三十万円に引き上げられました。刑事訴訟法の二百七条と百九十九条です。ただ、外国人登録法は当分の間二十万円ということ、この二十万円についても現行犯逮捕の要件には合致してありますけれども、もし乱用をとりあへず防止するといふならば、現行犯逮捕ができないようにしてもらひたい。どうしてもそれで本人の同一性がわからなければ罰則を適用して起訴すればいいじゃないですか。現場での現行犯逮捕さえできないければ、この乱用の問題というのは相当大きく前進すると思ひます。現行犯逮捕ができないければ、この実質的



第一四五四号 平成四年四月十三日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願

請願者 香川県高松市檀紙町三一六 上原

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一四五六号 平成四年四月十三日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法改正に関する請願

請願者 埼玉県浦和市下大久保六三六ノ一

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第一四五七号 平成四年四月十三日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府門真市千石東町三ノ四三ノ

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第一四九九号 平成四年四月十四日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願(二十八通)

請願者 三重県志摩郡阿児町神明二五三

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一五三三号 平成四年四月十五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願(四十通)

請願者 三重県伊勢市通町一、二九八 堀

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一五五五号 平成四年四月十五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願

請願者 徳島市庄町五ノ四四ノ四 福山義

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一五五六号 平成四年四月十五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願

請願者 滋賀県大津市衣川三ノ八ノ二五

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一五五七号 平成四年四月十五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願

請願者 富山県高岡市醍醐六七二 澤豊

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一五五八号 平成四年四月十五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願

請願者 岩手県北上市和賀町岩崎一六ノ二

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一五五九号 平成四年四月十五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願

請願者 京都市山科区音羽珍事町一〇〇

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一五六〇号 平成四年四月十五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市山手町一四ノ八ノ五

紹介議員 香取タケ子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一五六一号 平成四年四月十五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願

請願者 滋賀県愛知郡愛知川町畑田六九

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一五六二号 平成四年四月十五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願

請願者 岩手県盛岡市青山三ノ二五ノ一ノ

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一五六三号 平成四年四月十五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願

請願者 青森県南津軽郡平賀町大字小和森

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一五六四号 平成四年四月十五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡甲西町岩根八二一ノ

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一五六五号 平成四年四月十五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願

請願者 徳島県板野郡板野町矢武字西川洲

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一五六六号 平成四年四月十五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願

請願者 滋賀県草津市木川町出屋敷九七

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一五六七号 平成四年四月十五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願

請願者 富山県黒部市堀切新二三六 田嶋

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一五六八号 平成四年四月十五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願

請願者 徳島県板野郡板野町矢武字西川洲

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一五八八号 平成四年四月十六日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願(二十通)

請願者 徳島県板野郡板野町矢武字西川洲

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。



請願者 三重県一志郡野須賀六一八

前田美行 外百九十九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一六四号 平成四年四月十六日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市逆瀬台一ノ七ノ一

六二五 坂口眞純 外四名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一六一五号 平成四年四月十六日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 川崎市幸区南加瀬二ノ二ノ一ノ

二〇八 村田淳一

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六一六号 平成四年四月十六日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市竹園町四ノ二二

山 田喜美子

紹介議員 足立 良平君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

五月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一六二五号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第一六六九号)

一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第一六七二号)(第一六七三号)(第一六七四号)(第一六七五号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の

改正に関する請願(第一六七七号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一六八八号)

一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第一六八九号)(第一六九七号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一七〇三号)

一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第一七〇四号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一七〇七号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第一七〇九号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第一七一〇号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一七二二号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第一七二三号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一七四一号)

一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第一七四二号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第一七四四号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第一七四七号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一七四九号)

一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第一七五一号)(第一八二五号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一八四四号)

一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第一八四五号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(第一八五〇号)

一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第一八五一号)(第一

八五二二号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第一八六一号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第一八七二号)(第一九〇三三三)

一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第一九〇五号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一九二二号)

一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第一九二二号)(第一九二四号)(第一九二五号)(第一九二六号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第一九三二号)(第一九三三三三)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一九三三三三)

一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第一九四九号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一九五六号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(第一九五九号)

一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第一九六〇号)

第一六二五号 平成四年四月十七日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第二二三通)

請願者 三重県多気郡大町上楠四〇七

北村まさる 外百十四名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一六六九号 平成四年四月十七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に

関する請願

請願者 広島市南区大州二ノ一ノ二ノ

六〇四 豊島達哉

紹介議員 藤田 雄山君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一六七二号 平成四年四月十七日受理

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 大阪市港区弁天二ノ一三ノ二〇

水谷博子 外七十九名

紹介議員 紀平 梯子君

治安維持法犠牲者は、戦前の絶対主義的天皇制の下で主権在民を唱え、侵略戦争に反対したことを理由に弾圧され、多大の犠牲を受けた。治安維持法が制定された大正十四年から廃止されるまでの二十年間に、逮捕者数十万、送検された人七万五千、拷問により虐殺された人、獄死した人を合わせると約二千人にも上る。戦後の治安維持法は日本がボツダム宣言を受諾したことにより、人権を踏みにじり、人道に反し、日本の民主化を阻害した最大の悪法として廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪とされた。しかし、戦後日本の歴代政府は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを、いまだに認めようとしな

い。戦争犯罪と人道に反する罪が国際法においても時効不適用の罪として、ヨーロッパでは今も戦犯を追及し、犠牲者には賠償が行われている。さらにアメリカ、カナダでも日系人の強制収容者に対して陳謝と賠償が行われている。ついでに、再び戦争と暗黒政治を許さないために、(一)国が、治安維持法は人道に反する悪法であったことを認めること、(二)国が、治安維持法の犠牲者に謝罪と賠償を行うこと、を内容とする治安維持法等犠牲者国家賠償法(仮称)を制定されたい。

第一六七三号 平成四年四月十七日受理

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 三

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一六六九号 平成四年四月十七日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に

関する請願

請願者 三

紹介議員 紀平 梯子君

請願者 兵庫県明石市太寺四ノ一ノ六 高橋敏男 外二千九百九十九名  
紹介議員 林 紀子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一六七四号 平成四年四月十七日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願  
請願者 大阪府門真市新橋町七ノ八 小泉文代 外二千九百九十九名  
紹介議員 香脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一六七五号 平成四年四月十八日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願  
請願者 札幌市西区八軒三条西三ノ六ノ七 山本勇 外三万九千九百九十九名  
紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一六七七号 平成四年四月十八日受理  
夫婦別氏別姓の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願(三通)  
請願者 岡山県笠岡市笠岡二、五〇五ノ八 井木守 外二名  
紹介議員 乾 晴美君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一六八八号 平成四年四月十八日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願(二十通)  
請願者 三重県多気郡大台町神瀬八四二 上瀬明 外八十九名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一六八九号 平成四年四月十八日受理

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願  
請願者 大阪府港区八幡屋四ノ四ノ一ノ一 〇五 松岡義久 外二百九十九名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一六九七号 平成四年四月十八日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願  
請願者 秋田県大館市宇相染沢中岳一三ノ三〇 宮腰孝悦 外二千九百九十九名  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一七〇三号 平成四年四月二十日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願(百一通)  
請願者 三重県度会郡大内山村八二六ノ六 大内孝成 外四百八十六名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一七〇四号 平成四年四月二十日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願  
請願者 大阪市港区磯路二ノ一三ノ二ノ八 一〇 三田村恵子 外二百九十九名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一七〇七号 平成四年四月二十日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願  
請願者 長崎市彦見町一四ノ一三 上田良徳 外一万九百九十九名  
紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一七〇九号 平成四年四月二十日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願(三通)  
請願者 埼玉県狭山市鶴ノ木一ノ二九 川野安紀子 外二名  
紹介議員 木庭健太郎君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七一九号 平成四年四月二十日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願(三通)  
請願者 東京都三鷹市深大寺三ノ二〇ノ四 四第二田中荘 成田智恵子 外二名  
紹介議員 中村 鋭一君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七二二号 平成四年四月二十日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願  
請願者 名古屋市中区福池二ノ一五三 加納敏彦 外二千九百九十九名  
紹介議員 北村 哲男君  
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一七三二号 平成四年四月二十日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願  
請願者 埼玉県和光市下新倉八四三ノ一 五 小駒芳恵 外二名  
紹介議員 中西 一郎君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七四二号 平成四年四月二十一日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願  
請願者 東京都中野区江古田一ノ二ノ三 関戸守 外二百九十九名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一七四四号 平成四年四月二十一日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願  
請願者 千葉県佐倉市並木町一六二 渡辺早苗 外二名  
紹介議員 野別 隆俊君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七四七号 平成四年四月二十一日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願  
請願者 東京都世田谷区上用賀四ノ一五ノ一 一〇三 加藤徹 外二名  
紹介議員 庄司 中君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七四九号 平成四年四月二十一日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願  
請願者 鹿児島県姶良郡牧園町高千穂小塚 原三、六一七ノ四一四 山口和子 外二千九百九十九名  
紹介議員 北村 哲男君  
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一七五二号 平成四年四月二十一日受理

七五三 松村幸世 外四百七十六名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一七四二号 平成四年四月二十一日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願  
請願者 東京都中野区江古田一ノ二ノ三 関戸守 外二百九十九名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一七四四号 平成四年四月二十一日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願  
請願者 千葉県佐倉市並木町一六二 渡辺早苗 外二名  
紹介議員 野別 隆俊君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七四七号 平成四年四月二十一日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願  
請願者 東京都世田谷区上用賀四ノ一五ノ一 一〇三 加藤徹 外二名  
紹介議員 庄司 中君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七四九号 平成四年四月二十一日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願  
請願者 鹿児島県姶良郡牧園町高千穂小塚 原三、六一七ノ四一四 山口和子 外二千九百九十九名  
紹介議員 北村 哲男君  
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一七五二号 平成四年四月二十一日受理

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 愛知県渥美郡田原町大字西神戸字  
神明前一 伊藤傳 外九百九十九  
名

紹介議員 糸久八重子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一八二五号 平成四年四月二十一日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 千葉市稲毛区天台一ノ八ノ六ノ三  
〇二 鈴木文敏 外九百九十九名  
紹介議員 市川 正一君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一八四四号 平成四年四月二十二日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願(百通)

請願者 三重県龜山市阿野田町一、〇六一  
ノ二 安田忠矩 外四百六十五名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一八四五号 平成四年四月二十二日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 東京都豊島区西池袋四ノ三二ノ  
一 作田信義 外二百九十六名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一八五〇号 平成四年四月二十二日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法改正に関する請願

請願者 埼玉県上尾市中分一ノ二四ノ一  
矢島治郎  
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第一八五一号 平成四年四月二十二日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 山形県村山市楯岡二日町四ノ二  
四 鈴木栄 外九百九十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一八五二号 平成四年四月二十二日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 札幌市西区二十四軒一条六ノ四ノ  
二〇六 佐々木秀忠 外九百九十  
九名  
紹介議員 糸久八重子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一八六一号 平成四年四月二十二日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願

請願者 横浜市緑区いぶき野五六ノ一三ノ  
二〇六 餘吾英幸 外二名  
紹介議員 山田耕三郎君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八七二号 平成四年四月二十二日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願

請願者 京都府長岡京市天神三ノ一四ノ  
四 梅林妙子 外四名  
紹介議員 林田悠紀夫君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一九〇三号 平成四年四月二十二日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願

請願者 京都府加佐郡大江町八四七 清水

悦子

紹介議員 木庭健太郎君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一九〇五号 平成四年四月二十三日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願(百通)

請願者 東京都杉並区高円寺南二ノ一八ノ  
一九 鈴木たづ 外千三百七十五  
名  
紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一九一一号 平成四年四月二十三日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願(百通)

請願者 大阪市東成区中本四ノ一〇ノ一  
九 矢口一彦 外四百九十九名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一九一二号 平成四年四月二十三日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺北町五ノ二  
ノ一〇 和泉出 外二百九十九名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一九一四号 平成四年四月二十三日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願(百通)

請願者 富山県高岡市二塚九九七ノ二 西  
村抄織 外三千三百七十五名  
紹介議員 吉岡 吉典君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一九二二号 平成四年四月二十三日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 広島県安芸郡首戸町北隠渡二ノ二  
ノ四 川平美紀 外三百七十五名  
紹介議員 謙山 博君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

定に関する請願

請願者 大阪府枚方市香里園山ノ手町二ノ  
三一 田中寿子 外三百七十五名  
紹介議員 高崎 裕子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一九二四号 平成四年四月二十三日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 秋田市桜一ノ五ノ一九 松本匡  
外三百七十五名  
紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一九二五号 平成四年四月二十三日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 千葉県我孫子市寿二ノ一七ノ八  
金子タミ子 外三百七十五名  
紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一九二六号 平成四年四月二十三日受理

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 埼玉県所沢市青葉台一、三〇六ノ

二七 増岡敏和 外三百七十五名  
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一九三二号 平成四年四月二十三日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願

請願者 京都市左京区田中西浦町一八ノ

五 岡田政和  
紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一九三三三号 平成四年四月二十三日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願

請願者 大阪府羽曳野市学園前二ノ六ノ二

一 大野恵子 外四名  
紹介議員 今泉 隆雄君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一九三三三三号 平成四年四月二十三日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願(二通)

請願者 千葉県我孫子市新木一、八〇七ノ

一ノ三〇四 青葉義昭 外五千九  
百九十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一九四九号 平成四年四月二十三日受理

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 山口県下関市竹崎町一ノ四ノ六

鈴木節子 外九百九十九名  
紹介議員 永久八重子君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一九五六号 平成四年四月二十三日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願

請願者 群馬県藤岡市中栗須六九八 時田

明 外二千九百九十九名  
紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一九五九号 平成四年四月二十三日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法改正に関する請願

請願者 埼玉県坂戸市東坂戸二ノ一九ノ五

〇五 新井久  
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第一九六〇号 平成四年四月二十三日受理

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 徳島市佐古七番町二ノ二六 山本

泰夫 外九百九十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第六号中正誤

ページ 段 行 誤

正

五 一 終わり オーストラリア オーストラリア  
七 二 八 北村哲男 北村哲男君  
一五 四 終わり わざとやった わざとやった  
四 一 三



平成四年五月二十五日印刷

平成四年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K